

# 札幌市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等について、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

### （2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを6名委嘱し、教育委員会は、学校長から派遣要請があった場合など、必要に応じて市立学校にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

教育委員会に「学校支援相談窓口」（担当者：指導主事3名、セラピスト1名、スクールソーシャルワーカー6名）として専用電話回線を設置している

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：スクールソーシャルワーカー6名（うち1名はスーパーバイザー兼務）
- ・資格：社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・経験を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者等
- ・勤務形態：一人年間180時間  
（1回3時間×週2回×年30週を基本とするが、要請に応じて不定期に活動）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」は定めていないが、平成20年4月にスクールソーシャルワーカー活用事業実施要項を定め、年度ごとに見直している。また、スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業のリーフレットを各学校に配布し、周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー6名

### （2）研修回数（頻度）

月に一度、年間12回

### （3）研修内容

スクールソーシャルワーカーが対応しているケースについて、スーパーバイザーが必要に応じて助言を行う他に、スクールソーシャルワーカー全員が集まるミーティングを月例で行い、事例交流等の研修を行っている。

### （4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカー全員が集まり、それぞれが抱えているケースの対応について交流を行うことは、類似ケースの情報を得ることができるなど、問題を抱えている児童生徒及び保護者へのより適切な対応につながった。

### （5）課題

スクールソーシャルワーカーが支援の必要な家庭にコンタクトをとることができるのは不定期であることや、他の仕事に従事しているスクールソーシャルワーカーもいることから、月に一回のミーティングが、遅い時間帯の開催であったり、その時間が十分に確保できなかったりすることがあった。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

- ・平成24年度の支援対象の児童生徒の抱える主たる問題について、いじめ問題はなかった。

#### (2) その他の活用事例

##### 【活用事例1】①不登校・⑥家庭環境の問題・⑩発達障害等に関する問題

＜支援児童＞小学校2年生 男子児童

- ・当該児童は通常の学級では学力的に難しさを感じており母子分離不安もあるため不登校である。また、母親は出産を控え、精神的に不安定である。
- ・SSWが当該児童及び家庭のアセスメントを行うとともに、当該児童の教育環境について特別支援学級の体験を含めた柔軟な対応をしていくことを確認。また、家庭児童相談員に母親の生活全般と育児の支援をお願いし、SSWは当該児童の登校支援と当該家庭と関係が深い祖母との連携を中心に対応を継続した。
- ・SSWの支援から1か月後、当該児童が短い時間ではあるが週に2回の登校を始める。登下校にはSSWが付き添い当該児童の訴えや思いを受け止め、登校への意欲を引き出すかわりを続けた。
- ・当該児童は登校に対して前向きな姿勢を見せることも多くなったが、長期休業が終了した後などは、母子分離不安による登校しぶりが見られた。
- ・当該児童、保護者、学校の意向をそれぞれ整理し、特別支援学級へ転籍する。
- ・当該児童だけへの働きかけでは改善がみられないため、当該家庭と祖母家庭等、一家全体に対して効率よく一貫性のある支援体制の確認のために、SSWスーパーバイザーが関係機関を招集し、連絡会議を実施した。
- ・当該児童の登校支援を継続しながら、母親との母子分離不安を少しずつ解消し、徐々に学校に慣れさせるように努めた。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校が家庭と連携を図ることが困難に対応に苦慮している事例に対し、スクールソーシャルワーカーが家庭に働きかけたり関係機関等とのネットワークを構築したりするなど、コーディネーター役として専門性を発揮することで、長期間学校とかかわることができなかった児童生徒や保護者とかかわることができるようになるなど、問題の解決に向けて効果的に学校を支援することができた。
- ・平成24年度においてスクールソーシャルワーカーが対応したケースは合計135件であり、一昨年度の60件、昨年度の115件から増加している。スクールソーシャルワーカーを増員してきた（平成22年度3名、平成23年度5名、平成24年度6名）ことで、学校の要請にも一定程度対応することができた。
- ・対応に苦慮している学校に対し、対応の仕方等についてスクールソーシャルワーカーが教職員へ助言することにより、校内における有機的な支援体制の構築を図ることができた。また、学校が、今後どこ連携を図っていけばよいか分かり、学校の不安や心配を軽減することができた。

#### (2) 今後の課題

- ・困難事案を抱えている学校は、スクールソーシャルワーカーの派遣によって問題がすぐに解決することを期待するが、状況の改善には中長期的な時間を要することが多い。スクールソーシャルワーカーの対応は、福祉的なかわりを継続することが基本であることなど、学校や関係機関にスクールソーシャルワーカーの役割や活動について理解を求めていく必要がある。
- ・支援が必要な家庭とのコンタクトは遅い時間帯になることが多く、勤務時間が不規則になっている。
- ・学校現場にスクールソーシャルワーカーの役割が浸透するにつれて要請が増えており、配置人数及び配置時間を拡充する必要がある。

# 横浜市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒が置かれた様々な環境の問題に対して、福祉に関する知識や技術を用いて働きかけ、校内ケース会議での提言や校内体制づくりの支援、児童相談所、区役所など関係機関との連携・調整を行うことなどにより、学校における課題への迅速な対応力と課題解決力の向上を図り、児童生徒の課題解決を目的とする。

### （2）配置計画上の工夫

教育経験者と社会福祉の専門家を配置することにより、困難な事例に対してより多面的な見方及び支援ができるようになるとともに、学校に対してスムーズに支援を行うことができる。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：4つの方面別学校教育事務所に2名ずつ計8名
- ・資格：社会福祉士または精神保健福祉士等及び小中学校の校長経験者で児童生徒指導に専門的知見または経験を有する校長OB
- ・勤務形態：市嘱託職員（週30時間勤務）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

平成24年4月にスクールソーシャルワーカー活用の手引きを全校に配付し、校長会や担当者の協議会等で活動方針や要請方法等を周知した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー8名

### （2）研修回数（頻度）

年間10回（2月、8月を除く毎月）

### （3）研修内容

人権研修、自殺対策に関わる研修

区福祉保健センター・児童相談所、特別支援教育総合センター、神奈川県警察少年相談保護センター等との連携に関わる研修（それぞれ講師を招いての講演会、情報交換会を実施）

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・区福祉保健センター、児童相談所との連携に関わる研修
- ・区福祉保健センターにおけるスクールカウンセラーとの合同研修会

### （5）課題

- ・4方面に分かれているため、全体会と方面ごとの会議を別々にとる必要があり、個別ケースについて講師に相談するまでの時間を確保することができていないこと
- ・経験年数や実績ごとに研修の内容を変えるなど、スクールソーシャルワーカー自身の力量を高める研修内容にしていく必要があること

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

小学校4年生女子児童。当初保護者からは学校でのいじめのため登校できないとの連絡が続いたが、いじめに対して一定の解決が見られた後でも保護者の不適切な対応が続き、学校の連絡にも応じず、無理矢理登校させない状態が続いたため、スクールソーシャルワーカー派遣の要請があった。

スクールソーシャルワーカーは事実経過及び学校の支援方針を聞き取り、ケース会議を開催し、対応の修正等を助言。キーパーソンの児童支援専任教諭へ対象児童への関わり方等の支援を継続した結果、保護者と学校の連絡が定期的にとれるようになり、児童も登校できるようになった。

#### (2) その他の活用事例（児童虐待の事例）

小学校3年生女子児童。小学校1年時に実父母が離婚、本児、実母、実母と交際中の男性との3人暮らし。実母は深夜に働き生計を立てていた。本児は夏休み明けの登校から擦り傷・小さい痣があり、保健室を利用しても最初は「ころんだ」と答えていた。ある日、本児は大腿部のタバコを押し付けたような水疱、背中複数の痣を見せながら、母の交際相手からの暴力と家庭状況を話したため、学校は通告等の具体的な手立てと並行して本児への支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを要請した。

次の①～④の支援を行うことで、在宅サポートが実現するなど家庭の環境が改善され、児童への暴力等はなくなり、安心して学校生活を送ることができるようになった。

- ①児童相談所への事前連絡、本児の安全確保のための検討などをサポートした。
- ②要保護児童対策地域協議会のケースとして取り上げることについて福祉保健センターに働きかけた。
- ③学校生活での経過観察などの留意点や観察ポイントなどを情報提供した。
- ④学校と関係機関とが役割分担と情報の共有化を行うことができるよう支援した。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成24年度は1ケースごとに学校に次のような項目で評価を依頼した。

- 1 SSWによるケースの見立て及び手立てについて理解できたか（理解度を4段階で評価）
- 2 SSWによる支援後、学校は組織的な取組ができるようになったか（取組の度合いを4段階で評価）
- 3 ケース会議後のケースの変化について（改善の度合いを4段階で評価）

#### 【調査結果概要】

- 1 85%以上の学校（86.6%）がSSWのケースの見立て及び手立てについて「理解できた」「やや理解できた」を選択
- 2 60%以上の学校（61.3%）がSSWの支援後、組織的な取組が「十分できるようになった」「できるようになった」を選択
- 3 20%の学校で「大幅な改善が見られた」「通常の学校生活を送ることができている」を選択  
「やや改善した」を入れると70%以上（72.9%）の学校が選択

#### (2) 今後の課題

- ①学校数に対するスクールソーシャルワーカー数の不足（学校数512校／SSW数8人）
- ②予防的な対応が必要な段階での有効活用が少ないこと

# 川崎市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等、児童生徒の問題行動については、極めて憂慮すべき状況にある。こうした児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒自身の心の問題とともに、家庭・友人関係・地域・学校等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡みあっていると考えられる。よって問題解決のため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識を用いて様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用し児童生徒の支援ができる、スクールソーシャルワーカーを配置する。

### （2）配置計画上の工夫

各区役所におかれている、教育委員会学校教育部、区・教育担当の一員として配置し、各区役所のケースワーカーらと連携の上、チームの一員としてそれぞれの専門性を生かし、総合的な子どもの支援、学校支援にあたるように工夫した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・週4日、昼食時間を含み9時～17時までを勤務とする非常勤嘱託職員
- ・市内に6名を配置
- ・社会福祉士3名、臨床発達心理士3名

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

今後策定予定

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

- ・年4回
- ・この他情報交換会、施設見学等実施

### （3）研修内容

- ・SSWとして求められる資質と役割
- ・こどもの発達とかかわりについて ～児童期に起こる種々の精神的問題や精神障害、行動障害～
- ・様々な問題を抱える児童生徒の保護者対応について
- ・事例研修

### （4）特に効果のあった研修内容

様々な問題を抱える児童が増えている中で、こどもの発達とかかわりについては、こどもの様子や状況だけでなく、内面についても理解を深めることができ、対応に有効に働いた。

### （5）課題

6人のSSWが同じ事例を抱えているわけではないので、対応も様々である。その様々な対応を重ねていることを、情報としてSSW同士が共有することが今後の対応に必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

##### 【小6 男子】

小5時、みんなが“菌扱い”する、悪口を言う、遊んでくれないと登校をしぶりはじめた。心配した母親が学校に相談。担任が事実関係を確認した上で児童全員に指導したことでからかいはおさまった。進級の際もクラス編成に配慮したが、まだいじめがあるから学校にいきたくないと登校しぶりがはじまった。保護者から環境改善の強い要望が出された時点で、SSWに児童の学級での様子や心理状況について確認し保護者や学校に助言がほしいとの要請があった。

校長、教頭、学級担任、児童支援コーディネーターとケース会議を開催しこれまでの経過を確認し合いSSWの動き方について話し合いを実施した。まず保護者から生育歴や家庭での様子を聞き取り児童の状況について共通理解をした上で、学級での様子を観察し今後の改善策を検討することとした。

今後の対応について、学校で対応すること、家庭で対応すること、児童へのアプローチに分け方針を話合った。

学校では、学級担任が遊びの場面等を通じ本児とどのような言い方が本児に上手く伝わるか等を見せることで本児への印象や誤解を和らげるような働きかけと友だちも気分を害していることを本児へ都度伝えながら相互理解を深める場面を増やしていくこと。また、家庭では学校での出来事を夕食や休日に時間をかけて聞きながら、自分の行動を振り返る経験を積ませていく関わりと本児の気持ちに共感し受け止める機会を意識的に増やしていくこと。児童については、教育相談にてプレイセラピー等を通じて、他者とのスムーズなコミュニケーションのやり方を経験できるよう援助していくこととなった。

SSWは、学校、家庭をつなげる役割を続けながら、卒業まで本児の経過を見守っていく。

#### (2) その他の活用事例

##### 【小6 女子】

家族構成：父親、母親、子ども（高3、高1、中3、小6、年少）

父親は、自営業を営んでいたが上手くいかず現在は夜間にアルバイトをしている。経済状況は不安定。母親は専業主婦。身近に頼れる親族はいない。兄弟はすべて同じ小・中学校に通っている。

経緯：小6の長女が小4時友人からうけた被害（性的なものを含む）が発覚したことをきっかけに母親の精神不安定が高まり、「自分が死ねばいいんだ」など、学校にFaxを送りつける等の奇行が続いた。学校は、児童相談所、警察、加害者児童との話し合い、本児の安全のために人員を確保するなど、できる対応はすべてしていたが母親の不安はおさまらず「うちの子の安全確保が行われているか不安でならない」と頻りに学校に訪れ同じ話を繰り返す時間も話ず姿が見られた。

校長からは、母親の安定のためにできる社会資源の提供とつなぎ、ならびに母親に安心してもらうための児童への面談を依頼された。

児童、母親の面談を半年間適宜続けた結果、母親の心療内科通院が始まった。役所内の障害者支援係とも情報交換しながら受診付き添いを続けているが、受診から半年後の現在、投薬も安定し（種類、量）「死にたい」などの発言がなくなってきた。また児童家庭サービス係とも情報交換し第5子の保育園入園までのサポート等をしている。また、月1・2回の頻度で校長、担任、教務と今後の対応についてケース会議を実施しながら家庭支援を続けている。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

これまでの成果

児童生徒が置かれている様々な環境に対し、効果的な支援、相談体制が整備されつつある。

○相談実績（2012. 4月～2013. 3月末）

◇対応学校数85校 対応児童生徒数1048人（延対応数 1687回）

◇主な支援内容 発達障害490件、不登校296件、家庭環境の問題238件

◇連携機関 保健・医療機関320件、福祉関係171件、教育支援センター等42件

#### (2) 今後の課題

◇7行政区全てにSSWを配置するための人材確保と、財源確保。

◇SSWの効果的な活用について、各学校への周知を進める。

◇活動に関する基本方針等、SSWの活動マニュアル、手引の作成。

# 相模原市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校や問題行動の背景には、心理面の他に、家族や友人、地域等の環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられ、その解決には、ケースに応じた組織的な対応が必要とされている。

そこで本市では、課題のある事態の改善が図られていないケース、学校や関係機関とのつながりが取られていないケース、様々な要因から学校が家庭に関わっていないケース等に対して、福祉的側面からの働きかけや支援を行うことを目的とし、平成23年度から2名のスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置した。

平成24年度からは1名を増員し、3名のSSWを配置した。

### （2）配置計画上の工夫

青少年相談センターに3名のSSWを配置し、学校からの要請を受けてケース支援に加わる。センターエリアのケース、南相談室エリアのケース、城山相談室と相模湖相談室エリアのケースとエリアを3つに分け、SSWそれぞれが各エリアを担当した。対応ケース数の増加に伴い、年度途中からはエリア担当を撤廃し、3名で市内全エリアに対応することとした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数は3名。
- ・社会福祉士、教員免許、精神保健福祉士。
- ・1日の勤務時間は7時間30分で、週4日の勤務。3名とも青少年相談センターへ配置。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・「SSW活用の手引き」は毎年、内容の検討見直しを行い、年度当初に全校に指導主事が配布、説明し、さらに校長会や児童生徒指導担当者会議などを通じて、各校や関係機関へ周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）3名、SSW担当指導主事1名

### （2）研修回数（頻度）

- ・年間4回（5月、8月、11月、2月）のスーパービジョン
- ・当センター主催の心理・医学研修会（年3～4回）
- ・本市福祉部局主催の研修会（年4～5回）
- ・月2回程度のSSWと指導主事による情報交換（SSW会議）

### （3）研修内容

- ・アセスメント、面接法、障害等に関する、当センターや本市関係機関主催の研修会参加で、より専門性の向上を図った。
- ・日本社会事業大学の山下英三郎教授から、SSWに対するスーパーバイズを研修として位置づけ年4回実施。より本市に見合ったSSWの活用方法を模索していくうえでの参考にした。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・山下教授によるスーパーバイズを受ける研修では、SSWが自分の事例を提示し、それに対して助言をいただく中で、日常の取り組みへの確信や、新たな発見や視点など得ることができた。
- ・SSWがお互いの事例や状況を確認することで、より多面的にケースをとらえることができた。

### （5）課題

- ・SSWとしてベースになる部分を学ぶことはできているが、相模原市独自のSSWとしての運用方法を構築していく上では、他地区の例などを参考にした研修が必要。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

- ・事例なし

#### (2) その他の活用事例 (①暴力行為)

##### 【事例概要】

- ・子どもの状態：中学校の男子。支援級に在籍している。中学校入学後、2週目頃からほぼ毎日、担任等に対する暴言・暴力や、器物破壊などの行動を行う。
- ・家庭の状況：母子家庭。母は精神科を受診している。母は白黒はっきりしているタイプで、担任との関係性がとれていない。

##### 【主なSSWの対応・支援】

- ・家庭訪問や面談を通して保護者と学校の関係のつなぎ直しをおこなった。
- ・医療との連携をおこなった。
- ・青少年教育カウンセラーとの協働で発達障害による問題行動への学校の理解を図った。本生徒と保護者を交えたケース会議を開催し、個別支援計画を作成した。
- ・校内支援体制を強化した。
- ・関係機関（警察・児相）への相談を行った。

##### 【その後の状況】

- ・暴言、暴力が少なくなり、落ち着いた学校生活ができるようになった。保護者と担任の関係がよくなった。自己肯定感が出て、自分の障害への拒否感が薄まった。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・不登校だった子どもが登校できた、連絡が取れなかった家庭と連絡が取れるようになった、子どもや保護者が青少年教育カウンセラーや関係機関とつながった等、年度末までに事態の改善・好転が図られたケースは、全70ケース中、37ケースであった。
- ・校内研修会での講師や、ケース会での助言等により、教職員に福祉的視点が加わり、子どもを取り巻く環境を理解したうえで、多面的に子どもを見ることができるようになってきている。

#### (2) 今後の課題

- ・ケース数の増加によりSSWと指導主事が集まっての会議が持ちにくい。
- ・SSW3名配置による、より効果的なSSWの活用方法について検証を行う。
- ・SSWの資質や力量向上を目的に、今後も大学教授のスーパーバイズを受けられるようにする。
- ・より福祉的専門性を有する常勤の社会福祉職の定数配置。

# 新潟市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、非行等、緊急度の高い生徒指導上の諸問題について、児童生徒、学校、保護者等に具体的な支援や働き掛けを行う。

### （2）配置計画上の工夫

- ・ 教育委員会学校支援課生徒指導班スーパーサポートチームとして配置する。
- ・ 学校の要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数 2人

#### ② 資格

- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者
- ・ 教育及び福祉に関して、専門的な知識及び技術を有し、過去に教育又は福祉の分野において活動経験の実績を有する者

#### ③ 勤務形態

- ・ 一日の勤務時間は6時間(10:00～17:00)。昼休み1時間を原則とする。
- ・ 年間勤務時間数は、1,404時間以内(週27時間×52週)。 ※ 1時間 2300円。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

#### ① ビジョンの策定

- ・ 成果指標：非行、暴力事故の解消率(%)… 25年度は95%
- ・ 事業内容：情報交換会、問題行動が発生した場合の招集・協力、情報収集・緊急対応

#### ② 周知方法

「新潟市教育ビジョン後期実施計画」の基本施策2「(5)非行等への対応」に、成果指標と施策を構成する事業の一つとして記載。新潟市教育ビジョンについては、各学校園に冊子として配付するとともに、新潟市のホームページ上でも公開する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

生徒指導主事、SSW、SST、各学校の教員

### （2）研修回数（頻度）

年6回

### （3）研修内容

- ・ SSWと学校現場との連携の在り方
- ・ 生徒指導についての事例研修
- ・ 生徒指導上の諸問題への対応に向けたスキルアップ研修

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ 4月に実施した「生徒指導支援ネットワーク会議」では、SSWと学校の連携の在り方について、双方が学ぶ機会となり、その後のSSWの活用が活発になった。SSWにとっても、事案に対するかかわり方や解決に向けて目指す方向が明確になるなどの効果があった。
- ・ 生徒指導主事研修に参加することにより、新潟市の中学校現場での生徒指導の現状や課題を知り、学校と共有することができた。

### （5）課題

- ・ SSWの本来的なスキルを高める研修を組織したり、その機会を保障したりすること。
- ・ 県に配属されているSSWとの情報交換を含めた合同の研修会の開催の可能性を探ること。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

<対象：小学校5年 A児>

##### ① 家庭環境及び事例にかかわる状況

父，母，A児，妹2人の5人家族。A児は家族の転居に伴う転校により転入した学校でいじめに遭った。A児は集団への適応や新しい環境への適応がやや苦手である。父親はやや威圧的，母親は淡々としているが，精神的にやや不安定である。

##### ② 支援内容

- 学校からの依頼でS S Wによる本人面談，母親面談を行うとともに，家庭環境調整を図った。
- S S Wによる面談の内容を逐次，学校側へ伝えるとともに，学校として登校支援・問題解決に向けて適切に取り組むよう依頼した。学校への助言や指導として，指導主事が介入した。
- 当該校での加害者に対する指導が十分でないとの親の不満から，A児は転校することになった。
- S S Wが転校先と連絡をとり，受け入れにかかわる環境整備を行った。
- 転校後，A児は少しずつ適応することが可能となった。その後，登校渋りが見られたため，再度S S Wが本人面談，母親面談を行った。不登校に特化した教育相談機関の利用も勧め，関係機関でのチーム支援を行った。

##### ③ 支援後の経過

- 本家庭は，新しい環境での生活に順応しつつある。
- A児は，登校渋りもなく，毎日登校している。
- A児の安定を受け，家庭内も安定している。

#### (2) その他の活用事例（暴力行為及び家庭環境の問題）

<対象：中学校3年 B児>

##### ① 家庭環境及び事例にかかわる状況

父，母，B児，弟，妹の5人家族。父はB児を威圧的な態度で養育（B児は父に叩かれて育ったと言っている）。母は，B児が幼い頃から集団行動が苦手とこだわりが強いと感じていたが，専門機関には行かなかった。中学3年になり，B児が父に暴力を振るうようになったため，保護者は警察に協力を求めた。B児は学校でも暴力事件を引き起こすようになった。その後，父が家庭内で自室に閉じこもり，家人の誰とも会話しなくなった。父に引き続き，B児も3年生の11月頃から自室に引きこもるようになった。

##### ② 支援内容

- 本人面談及び母親面談を継続的に行った。家庭環境調整，母親支援を行った。
- B児を発達障がいにかかわる専門機関及び医療とつないだ。学校とS S Wで情報を共有するとともに，本事業の改善に向けて連携した取組を行った。
- 進路も考慮し，S S Wが医師の助言を受けながら，B児，母親，学校に対して引きこもり支援を行った。問題の解消には父親の協力が必要と判断し，母親に父親への継続的な働き掛けを依頼した。

##### ③ 支援後の経過

- 父子の引きこもりが解消するなど，家庭環境が正常に変化した。
- 父の協力もあり，B児は高校入試前に受診することができた。その後，B児は高校を受験し志望校に合格した。
- 現在，B児は高校に通学し，部活動にも参加している。
- 医療機関は継続している。医師は，長くかかると診断している。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

##### ① 学校等への出勤回数

23年度	24年度	25年度 4～6月
521回	484回	104回

##### ② 対象者及びケース会議

	対象者			教職員ケース会議	
	小学校	中学校	高等学校	回数	ケース件数
23年度	44人	96人	1人	313回	87件
24年度	31人	62人	2人	103回	41件

※ 学校等：学校・家庭・教育支援センター・教育委員会・その他関係機関

不登校，いじめ，暴力行為，児童虐待，非行・不良行為，家庭環境の問題，発達障がい等にかかわる問題等，多岐にわたる事例に活用した。特に，緊急度の高い事例，関係機関との連携が必要な事例，家庭環境への働き掛けが必要な事例について学校現場からの派遣要請が多い。

#### (2) 今後の課題

- ・ 他の教育相談機関やカウンセラーとの連携の在り方，及び効果的な役割分担の方法を検討する。
- ・ 限られた人数でありながら，学校現場からの派遣のニーズは高い。学校の自助能力を高めるためにも，S S Wの支援目標をどこに置き，どこまで，どうかかわるのか等についても検討する。
- ・ 限られた人数でありながら，学校現場からの派遣のニーズは高いため，S S Wが対応する必要のある事案と，学校で対応すべき事案や指導主事に対応できる事案との峻別が必要である。

# 静岡市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

「欠席、遅刻、早退が目立ち始めた」「基本的な生活習慣が乱れ始めた」「集団にうまく溶け込めない」「言動が粗暴、情緒不安定」など、学校生活において様々な問題を抱えた児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、福祉的な視点や手法を用いて問題を抱える児童生徒に支援を行うと共に、学校の問題解決力向上を図る。

### （2）配置計画上の工夫

- ・市内12支部のうち10支部に各1校ずつ単独校として小学校10校を定め、SSW5名で対応した。
- ・単独校以外の派遣対応時間を各支部10～12時間ずつ分配し、支部内におけるSSWの有効活用を図った。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数…5名（1名はスーパーバイザーを兼務）

SSWの主な資格…社会福祉士及びそれに準じる資格を有する者を任用した。

勤務形態…単独校への勤務は、週一日（6時間）、年間35週とした。また、派遣要請対応については、学校からの要請を受け、支部ごと分配されている時間内で適宜勤務することとした。なお、勤務日、一日の勤務時間などについては、実施要項の範囲内で弾力的な運用を可とした。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・静岡市SSW活用事業実施要項に基づき、実施計画書を作成した。実施計画書には趣旨、事業の実施方法、SSW配置計画を盛り込んだ。
- ・教職員にSSW活用事業の普及、啓発を図るため、市教委学校教育課所管事務説明会や生徒指導担当者会等で実施計画書を配付して説明した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW5名、学校教育課4名、単独校のコーディネーター担当職員10名

### （2）研修回数（頻度）

- ・SSW連絡会議を年4回開催し、その中で研修の機会を設けた。
- ・月に2日、スーパーバイザーが本課に出勤する日を設け、スーパーバイズの時間を確保した。

### （3）研修内容

- ・SSW連絡会議ではSSWが日頃の活動内容を報告し、成果と課題を明確にすると共にスーパーバイザーよりスーパーバイズをしてもらうようにした。
- ・スーパーバイザーが本課に勤務する日に各SSWが進行中のケースワークについて電話で必要なスーパーバイズをってもらう時間を設けた。

### （4）特に効果のあった研修内容

SSW連絡会議で活動内容の報告の中ではケースワークだけでなく、学校との連携体制について情報交換を行った。児童生徒の情報がSSWに素早く伝わり、SSWが考えるケースワークが学校職員に正確に伝わる体制について明確となった。第2回SSW連絡会議では単独校のコーディネーター担当職員の出席を要請した。4～7月の活動内容を振り返り、各校の情報交換を通して学校組織としてのSSW活用方法についての課題が明確となった。

### （5）課題

月2日スーパーバイザーが本課に出勤する日を設けているが、各SSWが十分に活用できていない。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

- ① **問題の概要**…校内アンケート調査で、本児を中心とする複数の児童らが一人の児童をいじめることを目的としたグループを結成していることが明らかになった。学校から本児に対して指導をするが、反省の様子が見られない。
- ② **SSWの関わり**…第1回校内ケース会議で1年時からの本児の様子や保護者の関わりについて情報交換。第2回校内ケース会議では、保育園時代からの情報、SCと母との面談の情報を共有。第3回校内ケース会議ではSCによる本児の見立てを共有し、学校対応について検討。SSWは校内ケース会議での多くの情報から見立てを行い、具体的な支援計画を作成する中心として関わった。望ましい行動がとれた時には褒めて認めること、悪い行動をしたときには、気持ちを受け止めた上でなぜ悪いのかを丁寧に伝えることを学校と家庭で統一して行うようにした。また、SCと母とのカウンセリングを継続的に行った。
- ③ **改善状況・課題**…本児の表情は明るくなり、落ち着いた学校生活を送れるようになった。学校としての対応が保護者に伝わり、母は学校に歩みよる事ができるようになった。その後の経過観察が、限定された教師に留まってしまい校内ケース会議での情報共有や検証をする時間が持てなかった。

#### (2) その他の活用事例

- ① **問題の種別**…非行・不良行為
- ② **問題の概要**…万引き、喫煙、火遊びによる補導。校内での窃盗事件。
- ③ **SSWの関わり**…初日、本児への学校側の指導場面に同席し対応。緊急校内ケース会議開催。2ヵ月後、学校側の本児及び母への指導場面に同席。少年サポートセンター、児童相談所との連携開始。3ヵ月後母との面接開始。5ヵ月後、児相での発達検査の結果（軽度知的障害）を聴取。5ヵ月後、本児との面接開始。本児に対しては教員や児相とは違う立場の大人として思いを傾聴。母に対しては学校や児相に対する母の思いの代弁を行った。児相と進学先中学校に対しては学校の取組や本家庭の抱える状況の情報提供と連携体制作りを行った。SCとの連携も行った。
- ④ **改善状況・課題**…逸脱行動の見立て、家族状況の理解を学校と一緒に取り組んだことで、本児に対する指導ポイントを順守した継続的な指導を学校が行うことができた。SC、児相との連携により継続的な面接ができ、組織的に支援を行うことができた。学校だけでの支援が難しい家族に対する「地域内での長期的な支援体制づくり」のための関係機関による連携が必要。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

支援ケース数が450件と増加した。これらのケース改善を図るために教職員のみで行う校内ケース会議を981回、関係機関が出席したケース会議42回実施した。学校とSSWが情報収集や分析、見立て等を丁寧に行うことにより、迅速・効率的な機関連携ができるようになったため、関係機関とのケース会議の開催回数が減ったと思われる。また、校内ケース会議を多く開催することで校内指導体制の整備を図ることができた。

関係機関との連携が必要なケースは福祉関係46件、学校外教育機関35件、保険医療機関18件、警察3件と適宜連携を図ることができた。

SSWが単独校に年間210時間勤務したことで、教職員がケース会議のやり方や外部機関との連携方法、家庭環境、生育歴、発達障害の可能性などを幅広い視点からアセスメントする方法などについて学ぶことができた。

#### (2) 今後の課題

児童生徒の支援体制の充実を図るため、単独校数及び派遣対応時間の増加、組織的な校内指導体制の充実及び関係機関との連携を促進する。市内12支部において各支部に置いた単独校を中心とした体制づくりの整備と確立を目指す。

# 浜松市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校に福祉的視点（児童・生徒の問題を、個人と環境の不適合状態として捉える）を導入し、家庭や地域との連携促進、関係機関との協働体制の強化を図り、不登校やいじめ、問題行動の未然防止や早期発見、早期解消を目指す。

### （2）配置計画上の工夫

- ・市内各区の1中学校区に1名を配置する拠点校型SSWを5名配置する（配置校は小学校）。
- ・教育委員会に派遣型SSWを1名配置し、学校からの要請に対応する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：6人
- ・資格：社会福祉士 2名、精神保健福祉士 1名、教員経験者 2名（社会福祉士取得中）、介護福祉士 1名（社会福祉士取得中）
- ・勤務形態：活動時間は原則1日6時間以内、午前9時から午後4時とする。ただし、配置校の実態や活動上の必要性等に合わせて変更可能とする。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSW活用事業のねらい・活動内容・組織体制等を記載した「SSW活用事業概要」を作成し、年度当初、教育委員会から各小・中学校に通知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・SSW及び担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- ・月1回（4、8月除く）として年間計10回

### （3）研修内容

- ・「児童虐待」「障害児福祉」「発達支援（特別支援）教育」について
- ・困難ケースの情報共有、事例検討

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討
- ・教育委員会に配置のSSW（スーパーバイザー）が、困難ケースに対して行う助言

### （5）課題

- ・テーマ別に講師を招いての研修会を実施すること
- ・講師謝礼等について予算化すること

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

S S Wが学校内における第三者的立場から、いじめの被害者及び加害者双方への事実確認のための聞き取りを行い、保護者への報告や関係機関への情報提供に役立てるケースがあった。

#### (2) その他の活用事例

[種別] ①不登校 ⑥家庭環境の問題 ⑧心身の健康・保健に関する問題

小6から不登校が続いている中2男子生徒。母子家庭。小学校在学中は医療機関を受診していたが中断。中学入学後は教師、スクールカウンセラー（S C）が定期的に家庭訪問していたが、本人にも会えなくなってきた。母親の体調悪化により養育の問題も悪化し、支援の必要性が高まったことからS S Wの派遣を要請。S S Wはケース検討会を提案。検討会において以下のような役割分担による支援を実施した。

【S S W】母親には身体障害があることから、母親に社会福祉課への相談を勧める。また、サービス利用のために障害者相談支援事業所を紹介し、同行する。

【担 任】定期的な家庭訪問は続けるが、無理に本人に会おうとするのではなく、母親を通して家庭の状況や本人の様子を確認する。

【S C】本人のメンタルヘルス上の問題も懸念されるため、担任の家庭訪問に同行し、本人の様子を確認しながら、本人の相談相手となれるように試みる。

\* 2回目以降のケース検討会には、障害者相談支援事業所の相談員も加わって支援内容の評価・見直しを実施した。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・ S S Wの活動が周知され始め、派遣要請が大幅に増加した。

(派遣学校数 平成23年度 11校 → 平成24年度 38校)

・ 学校生活上の問題の背景に、家庭環境や発達障害等に関する問題があるケースに対して、校内外の連携を進め、福祉の専門性を生かした支援を行うことにより、状況が改善する件数が増えている。

※平成24年度にS S Wが継続的に支援した児童生徒数213人のうち、問題が解決・好転した人数は77人で36%であった。

・ S S Wがコーディネーター役となり、関係機関との連絡調整を積極的に行っている。

※平成24年度の関係機関とのケース会議開催回数 74回

#### (2) 今後の課題

・ より効果的な配置方法の検討や、事業拡大のための財源確保

・ スクールソーシャルワーカーの人材確保、及び専門性の向上

# 名古屋市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒の生活習慣などの立て直しを図り、早期の学校復帰や社会復帰を目指す。

### （2）配置計画上の工夫

名古屋市教育センターに置く生徒指導相談員をスクールソーシャルワーカーとして位置付けて活用。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

主任相談員1人、相談員12人の合計13人を配置。全ての相談員が教員免許状を有す。

4週間を平均して1週間30時間とし、別に命ぜられた場合を除き、1日について午前9時から午後4時までの間で6時間とし、勤務時間の割り振りは所長が決める。

（1人当たり年間勤務日数244日、時数1,464時間）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ 名古屋市教育振興基本計画にて、活動方針等を策定。
- ・ 相談員が、年度初めと年度途中の年2回、全小中学校を訪問して周知を図る。
- ・ 申込書の裏面に、相談内容・対象・場所・時間・回数・申し込み方法・問い合わせ先を明記。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

主任相談員1人、相談員12人の合計13人。

### （2）研修回数（頻度）

- ・ スーパービジョン：1人当たり年間約24回実施
- ・ 事例検討会：6～7人のグループで年間12回実施
- ・ 全体研修：年間12回実施

### （3）研修内容

- ・ スーパービジョンでは、臨床心理士あるいは社会福祉士から、スクールソーシャルワーカーが担当する個々のケースについて、スーパーバイズを受け、相談者の心の変化に寄り添ったきめ細やかな関わりを行うことができるようにした。
- ・ 事例検討会では、指導主事1人・臨床心理士1人・SSW6～7人のグループで1事例に対しての検討を行った。様々な視点からの関わり方、見方を知ること、事例提供者は自分の関わり方を振り返るとともに他の参加者も新しい関わり方を学ぶことができた。
- ・ 全体研修では、指導主事や臨床心理士・社会福祉士が研修を担当し、業務内容、訪問相談の在り方、応答の基本、初回面接の進め方、社会福祉士の役割、関係機関の業務内容、特別支援教育の内容、就学指導のしくみ、進路指導のしくみ等について学んだ。

### （4）特に効果のあった研修内容

スーパービジョンは、個々のケースについて月に2～3回、相談員が臨床心理士や社会福祉士から具体的なスーパーバイズを受けた。個々の相談者に適した支援を行うことができた。特に本年度は、社会福祉士とスクールソーシャルワーカーとの連携が円滑にいき、不登校における学校復帰の支援ができた。

### （5）課題

スクールソーシャルワーカーは教育面での関わり方には大変優れているが、福祉面における知識や手法は十分ではない。教育と福祉の両面から児童生徒が置かれている環境への効果的な働き掛けを進めていくために、社会福祉士、関係機関との連携をいかに密接なものにしていくかが、当面の課題である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

<対象> 中学校2年女子

<きっかけ> 小学校5年と中学校1年のときに男子からのいじめを受け、登校できなくなった。

<本人の状況> 平成24年4月にスクールカウンセラーが変わったことから、月1回の面談は中断。  
All or Nothingの傾向が強く、いじめられたことへのこだわりがタイムスリップ現象を起こした。

<家庭の状況> 母子家庭。父は好きではないが、欲しいものを買ってくれるので月に1回会っていた。

<相談の経過> 相談者は広汎性発達障害であること、いじめられたことから、人と接することが困難であった。相談員は、相談者の好きなことを一緒に体験し、相談者の世界を共有しながら寄り添った。相談者は自分の思うようにならないと感情的になり、いじめられたことを思い出してパニックになった。相談員は、相談者が落ち着くのを静かに見守り、状態が安定するまで時間をかけて待った。相談者は徐々に外出を望むようになった。家族や相談員以外の他者と接することのできるいい機会と捉え、一緒に外へ出かけた。相談者の状態や要保護家庭であること、愛護手帳は取得できないことから、中学校卒業後の進路が心配であった。そこで、他者と一緒に作業することは居場所を作り、心の安定につながると考え、社会福祉士と連携を取り、相談者が作業所等に通うと共に、大学病院の心療内科で精神福祉手帳を取得した。相談者はこのような動きの中で、訪問相談から来所相談にステップアップすることができた。

<訪問回数> 54回(平成24年度)週1回の訪問相談

#### (2) その他の活用事例(①不登校)

<対象> 中学校3年生男子

<きっかけ> 中学校1年生の5月ごろ、うつ病の父がアルコール依存で酒乱になり、祖母に暴力を振るうなど家庭が落ち着かなかつた。6月になって不登校となり、以降欠席が続いた。

<本人の状況> 無口だが人のいい性格。「祖母を父の暴力から守るために学校に行けない」と言った。

<家庭の状況> 父はうつ病で入院したが、退院後は症状が安定し、家の中が落ち着いてきた。

<相談の経過> 3年生になり相談者は登校するようになった。相談者は父親に、「自分を気にしている人の存在が必要」と話したことから、2週間に1回の訪問相談を継続することになった。訪問相談では、相談者と友達との遊びのことや学校での出来事について話をする中で、相談者の気持ちを具体的に聞くことや相談者の良い言動を認めたり賞賛したりすることに心掛けた。一方で、無理をしないように声を掛け、「いつも気にしている」ことが伝わるように心掛けた。中学校3年生の時は、休むことなく登校し、受験を経て高校へ進学することができた。

<訪問回数> 26回(平成24年度)2週に1回の訪問相談

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成24年度の学校復帰率 50.8%

#### (2) 今後の課題

不登校の要因が、親子関係、家庭生活の急激な変化、家庭内の不和、虐待、家庭の経済状況にあると思われるケースが増えつつある。社会福祉士の視点から、どのような福祉的な支援が受けられるのか、どの機関と連携していくことが必要かについて、相談者の将来を踏まえた具体的なスーパーバイズを受けられることが大切である。社会福祉士の訪問相談への同行、関係機関との密なるネットワークの構築など、専門家や専門機関のさらなる有効活用が今後の課題である。

# 京都市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童虐待や生活改善など学校だけでは解決が困難な事例に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかける支援を行い、課題解決を図ることを目的とする。

### （2）配置計画上の工夫

- ・ 拠点対象校方式
- ・ 勤務形態については、「週8時間×年間35週＝合計280時間」を基本とする。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数 10名（スーパーバイザー2名を含む）
- ・ 資格 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかの資格を必要とする。
- ・ 勤務形態 非常勤嘱託職員（基本的に週1回、1日あたり8時間勤務）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活用事業実施要項で指針を示し、スクールソーシャルワーカー事業説明会で周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザー

### （2）研修回数（頻度）

月1回

### （3）研修内容

毎回担当者とテーマを決め、各自が関わった事例をもとに、子どもたちの抱えるあらゆる課題への対応策等を議論・検討し、個々人のスキルアップを図っている。

### （4）特に効果のあった研修内容

「アセスメントシートの書き方（書いてもらい方）～必要事項、留意点の再確認～」をテーマに、アセスメントシートを作成するうえでの視点・工夫・補足点・留意点などを出し合い、スーパーバイザーに助言を受けながら、より実践的なシートの活用について共通理解を図った。

### （5）課題

京都市スクールソーシャルワーカーは、他の職も兼務しており、全員参加できる日を設定することが難しい。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

いじめが疑われるケースについて、SSWが中心となり校内ケース会議を実施。その中で、被害の子どもへのケアだけでなく、加害の子どもが持つ課題に対しても支援を行うとともに、クラス内にいじめを好ましく思わない雰囲気を広げることを確認した。その結果、子ども同士でいじめを止めるようになった。

#### (2) その他の活用事例

##### ③児童虐待

虐待が疑われ、クラスの中で落ち着きのない子どもに関し、要保護児童対策地域協議会で関係機関との連携を深めるとともに、校内ケース会議を実施。SSWが中心となって子どもの背景を見立てた。その結果、子どもの行動に対して教員の理解が深まり、より適切な対応がとれるようになったことで、子どもの行動に改善が見られた。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが参画する校内ケース会議を開くことで、教職員の役割分担が明確化するとともに、校内での連携が深まり、児童・生徒への支援体制の強化へと繋がっている。また、児童相談所・子ども支援センター等、他機関との日常的な連携が強化され、児童・生徒を支援するネットワーク構築が進んでいる。

#### (2) 今後の課題

- ・ スクールソーシャルワーカーのより高い専門性の確保
- ・ より効果的な配置形態（全市展開等）の検討

# 大阪市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもたちが置かれている環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る。また、教職員と協働することにより、教職員のスキルアップを図るとともに、校園内チーム体制の構築を支援する。

### （2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーが区との連携を深め、各学校園への支援が柔軟に行えるよう、それぞれが4～5区を担当し、担当区内の校園からの要請に応じて派遣を行った。派遣中心の活用であるが、派遣のない日は、それぞれの拠点校（中学校）で、校区の小学校を含む支援を行った。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー 5名  
（社会福祉士の資格を有する者5名・精神保健福祉士の資格を有する者1名）
- ・週3日、1日6時間の勤務。（年間120日）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・教育委員会事務局における運営方針に、具体的取組および業績目標を記載し、ホームページ上に公表。
- ・スクールソーシャルワーカーの活用の手引きを全校園に配付。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー5名

### （2）研修回数（頻度）

- ・毎月

### （3）研修内容

- ・毎月開催している連絡会において、事例検討や情報交換等を行い、スーパーバイズを通じてスクールソーシャルワーカーのスキルアップを図り、エンパワメントしている。
- ・活動の中で必要があればすぐに個別スーパーバイズが受けられる体制をととのえ、共通理解が必要と思われる知識や視点については、連絡会の際にミニ講義や資料配付を通じて全体化されている。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・要保護児童対策地域協議会について

### （5）課題

- ・夏期休業期間中など比較的時間に余裕のある時期を活用した研修会等の実施

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

中1男子。担任から「気になる子」としてスクールソーシャルワーカーに相談があり、見守りのポイントやクラスへの働きかけ等について助言を行う。学年を中心に見守りをしていたところ、本人の訴えからいじめの事実が明らかになる。生徒主事・学年主任・担任・スクールソーシャルワーカーで会議をもち、聞き取りやアンケートの実施、全体への指導等についてスケジュールや役割分担を決める。スクールソーシャルワーカーは、スクールカウンセラーやこども相談センターとの連携を含めた教員への助言を行い、ケース会議を重ねながら、被害生徒・加害生徒・全体・保護者への対応を行った。迅速にチーム対応・効果的な関わりができ、いじめはなくなり、本人も自然にクラスの仲間に入って生活できるようになった。学校としていじめが起きた時の対応だけでなく、未然防止についても考えることができた。

#### (2) その他の活用事例

中1女子、母親は不登校で母子家庭。(不登校・家庭環境・問題行動)  
中学校へ入学後、徐々に欠席が増え、家庭訪問を続けるが母子共に会えないことが多くなる。本人に様々な問題行動があるものの、母親の問題意識が低く他機関による支援にも限界があった。区やこども相談センターと継続的にケース会議を開催し、教員・区のケースワーカー・SSW が連携して対応にあたり、SSW は家庭訪問を続ける教員をエンパワーしながら、多角的なアセスメントで支援の糸口を探ることに努めた。ケース会議を重ねる中で、支援の糸口や時期が見つかって学校への受け入れ体制に課題があることも明らかになり、体制をととのえたいうで母親への支援・本人への指導を重ねるうちに、少しずつ本人の様子に改善が見られるようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・各校園の教職員と協働したチーム体制づくりをすすめた。スクールソーシャルワーカーが支援を行った 校園では、組織的な対応の体制が確立されている。
- ・支援の対象となった児童生徒数はのべ1101人で、前年度と比較すると約34%増加している。

#### (2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、さらに積極的な有効活用を図る。特に、早い段階での家庭支援や関係機関との連携を図るために、小学校への派遣を積極的にすすめる。
- ・人材の養成と確保。

# 堺市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題や児童虐待に対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うとともに教育相談体制を整備する。

### （2）配置計画上の工夫

- ・ 7名のスクールソーシャルワーカーを1名ずつ1中学校6小学校に配置した。
- ・ 配置校以外の小中学校からの派遣要請に対して、日程を調整し、派遣した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数 7名
- ・ 資格 社会福祉士、精神保健福祉士
- ・ 勤務形態 年間活動回数は、1名につき140回とし、1回の活動時間は概ね3時間  
1日の活動回数は、3回を上限とする。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項に、事業の目的やスクールソーシャルワーカーの活動内容等を定め、事業説明会で周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・ 全スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

- ・ 年6回

### （3）研修内容

- ・ スーパーバイザーによる講演
- ・ 情報交換や事例検討

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ ケースに対する具体的なスーパーバイズや意見交換

### （5）課題

- ・ 新規採用のスクールソーシャルワーカーの資質向上

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（小学校児童Aのケース）

- ・児童Aの保護者が「娘がいじめられている」と学校に強く訴えてきた。
- ・学校は、事実確認を行い、加害児童に指導をしたが、いじめ行為はなくならなかった。
- ・児童Aの保護者からのクレームも大きくなり、学校だけでは対応が困難な状況になった。
- ・SSWは、ケース会議を開き、現在の状況を整理し、それぞれの役割分担を明確にした。
- ・SSWは、子ども相談所・家児相・保健所等の関係機関と連携して、学校とともに対応した。
- ・関係機関と連携を密にとることで、加害児童の背景が見えてきた。
- ・学校は、加害児童に厳しく指導するだけでなく、支援が必要との認識を持ち、加害児童への関わり方が変わっていった。
- ・加害児童のいじめ行為は次第になくなっていった。
- ・関係機関と連携を密にとることで、児童Aの家庭状況もわかってきた。
- ・児童Aの家庭は、虐待傾向であるということがわかり、児童Aの保護者が保健所で自分の子のことを「育てにくい」と言っていたことが判明した。
- ・学校は、児童Aだけではなく、保護者への支援も必要であると判断し、関係機関と支援体制を構築した。
- ・学校は、児童Aとともに、保護者もサポートする中で、保護者からの信頼を取り戻した。

#### (2) その他の活用事例（小学校児童Bのケース 不登校）

- ・児童Bは不登校で、家庭訪問をしても会えない状態が続いていた。
- ・保護者とも連絡が取れない状況が続いていた。
- ・学校は、不登校の要因が保護者の養育態度にあると考え、子ども相談所に連絡し、子ども相談所が児童Bの家を訪問した。
- ・保護者は、「学校は、なぜ子ども相談所に連絡をしたのか」と、学校に対して不信感を持ってしまった。
- ・SSWは、ケース会議で現在の状況を整理し、それぞれの役割を明確にした。
- ・SSWは、担任とともに児童Bの家を粘り強く家庭訪問した。
- ・SSWは、保護者の相談相手となり、信頼関係を構築し、学校とのコーディネイト役として関わった。
- ・学校は、SSWと共に保護者の支援に努め、児童Bは登校できるようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成24年度、活用件数249件のうち、「問題が解決・改善した」等のケースは207件で、改善・解消率は83%

#### (2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーのニーズが増大しており、小中学校においても今後ますます需要が増加することが予想されるが、7名配置のため、市内小中学校（94小学校、43中学校）が十分スクールソーシャルワーカーを活用しきれていない。

# 広島市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が抱える問題の背景に、家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身の健康など子どもを取り巻く環境に課題が見られる場合、関係機関等とのネットワークを構築するなどして、児童生徒や保護者への支援を行い、不登校や暴力行為などの問題の改善を図る。

### （2）配置計画上の工夫

事務局配置型を基本としながら、「学校配置型」を実施している。

- 事務局配置型の利点
  - ・ スクールソーシャルワーカー同志が互いにケース検討しやすく、そのことが資質向上につながる。
  - ・ 学校現場の実態を踏まえた適切な支援を行う上で、指導主事との密接な連携を図ることができる。
- 学校配置型の利点
  - ・ 福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが、学校教育現場の実態を正しく理解するとともに、課題を抱える児童生徒や家庭へ早期に適切な支援を行うことができる。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：5人
- 主な資格：社会福祉士及び精神保健福祉士
- 勤務形態：月曜日～金曜日まで1日5時間45分、週28時間45分勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する運営指針を作成することにより、本市が目指すスクールソーシャルワークやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用のあり方等が明確になり、本事業の適切な運用を図ることができる。活動方針等は運営協議会で説明したり、各機関等へ配付し、周知するようにしている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカーを対象とする場合と、福祉・教育の各職種を対象とする場合。

### （2）研修回数（頻度）

- 運営協議会の実施（年1回）
- スクールソーシャルワーカー活用事業連絡会議（年3回）
- 各種研修会への参加（適宜）

### （3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討。
- 各関係機関主催の理論研修や実践発表等。

### （4）特に効果のあった研修内容

大学教授、児童相談所長等の福祉分野の専門家を交えた理論研修及び困難事例等の検討会。

### （5）課題

スクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていない現状のため、事務局内の指導主事を中心とした事例検討会は行えるが、理論研修等の充実が図れていない。そのため、県外の大学教授を招聘する研修会でしか、理論研修等の専門性に特化した研修が実施できない。また、県外の専門機関への研修会への参加費用等の予算が確保できない。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

##### 【事例1】中2女子

- 家庭の状況：母、本児、弟、妹（父は離婚しているが同居）の家庭。公的な経済支援なし。経済困窮。
- 本児の状況：中1の時にいじめにあい、それが原因で不登校。
- 具体的支援：校内ケース会議で状況の把握、児童相談所からの聞き取り（いじめの相談歴あり）  
民生委員・児童委員や主任児童委員への関わりの依頼。励ましの訪問実施。  
SSWも家庭訪問を実施し、本児のいじめ当時の気持ちの汲み取りや今後の願いの聞き取り、母のしんどさの共有等。家庭の脆弱な部分を補う。SSWは子どもや親の代弁者としての役割（アドボカシー）。  
職場体験に向け、ふれあいひろば登校の継続。メンター制度の活用。  
3年進級時に、いじめ問題に配慮したクラス分けを実施。  
定時制高校への進学ができ、現在勉強することの楽しさを実感。

#### (2) その他の活用事例

##### 【事例2】③児童虐待 小6男子（特別支援学級）

- 家庭の状況：母、姉、本児の家庭。生活保護受給。母は精神障害者。不衛生な環境、洗濯できず。
- 本児の状況：服が汚れ臭うなどの衛生上の課題、食事が十分に確保されていない。
- 関係機関：学校、児童相談所、生活課、家児相、保健福祉課、民生委員・児童委員、SSW
- 具体的支援：関係機関でのケース会議、学校や地域で支援できることの確認、家庭訪問での助言、生活環境の改善に向け関係機関の援助で家の清掃、ヘルパーの導入で生活環境の保全、金銭管理は、社会福祉協議会での支援開始。SSWは環境調整の役割。  
本児は一時保護を経て児童養護施設入所。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

##### ○ ケース数（平成24年度）

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	合計
件数	0	101	72	0	173

##### ○ 支援状況（平成24年度）

	家庭環境や子どもの課題（件）	ネットワーク（件）
状況	改善や好転している 136	構築できている 173
	現状維持 37	構築中 0
合計	173	173

- スクールソーシャルワーカーが関わった173件のうち136件は、家族環境や子どもの課題が改善や好転しており、関係機関等とのネットワークは、100%構築できている。
- スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになっている。

#### (2) 今後の課題

- 相談ケース及び直接支援ケースの増加により、人員の拡充について引き続き検討する必要がある
- 平成25年度より「事務局配置型」から「拠点校派遣型」へと変更した。このことに伴う成果と課題を明確にし、課題の改善を行うこととともに本事業の将来ビジョンを形成する必要がある

# 北九州市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や暴力行為、児童虐待など、幼児児童生徒の問題行動等の背景には、幼児児童生徒が置かれた家庭等の環境が複雑に絡み合っている場合が多い。このような環境に働きかけたり、学校・園内あるいは学校・園の枠を越えて関係機関との連携を強化するコーディネーター的な存在であるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える幼児児童生徒への対応を図る。

### （2）配置計画上の工夫

北九州市基本構想・基本計画の部門別計画である「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（平成21年度～平成25年度）」に「スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充」を掲げている。平成20年度に2名で事業開始。平成22年度から4名体制、平成24年度から6名体制とした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数：6人

○資格：社会福祉士又は精神保健福祉士

○勤務形態：【身分】非常勤嘱託職員 【勤務時間、日数】1日7.5時間、週4日勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○平成22年度に策定し、SSW活用事業の趣旨・概要や活用の仕方（活動方針）について示している。

○毎年5月に校長会でSSWの活用について説明する際に配布している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW

### （2）研修回数（頻度）

年4回程度

### （3）研修内容

日本学校ソーシャルワーク学会や福岡県スクールソーシャルワーカー協会、その他関係機関が実施する研修への参加（基調講演や分科会で個別のテーマについて検討など）

### （4）特に効果のあった研修内容

1年目のSSWにとっては、精神保健福祉や子ども関係など市関係部局が実施する研修への参加が効果的であった（市の精神保健福祉施策の概要やユースアドバイザー講習など）。

### （5）課題

特に問題なく実施できている。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

該当なし

#### (2) その他の活用事例 (②暴力行為、③児童虐待、⑧心身の健康・保健に関する問題、⑩発達障害に関する問題)

##### 【ケース概要】

- ・支援対象は、小学3年女児。小4兄、母と父の4人世帯（父は仕事の都合で不在が多い）。
- ・母親からの身体的暴力を受けており、学校で他児への暴言・暴力などが頻繁に見られる。

##### 【SSWの対応】

###### ①アセスメントの実施

- ・学校や関係機関（子ども総合センター、区保健福祉課）への聴き取りから情報を整理（アセスメントシートの作成）

###### ②ケース会議の実施

- ・SSW主導で学校や関係機関が集まり、ケース会議を実施
- ・母親の虐待と本児の問題行動に相関関係があることを参加者が認識
- ・虐待時の通告、学校での本児への対応、母親への対応について、それぞれ対応する機関を確認

###### ③本児、母親への対応

- ・本児は精神科を受診。本児が学校で精神的に不安定な状態にあるときは、精神科医の助言をもとに対応。また、SSWが定期的に面談。
- ・母親は学校が本児の様子を定期的に連絡

##### 【支援結果】

- ・本児については、虐待を受けている様子は見られなくなり、問題行動も減少した。
- ・母親については、担任に対して子育ての悩みについて話すようになり、精神的不安定さが和らいだ。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWの福祉的側面からの働きかけにより、不登校等の問題を解決又は好転することができた（H24 解決又は好転者数：支援対象者 294 人中 94 人）。
- ・SSWが対応したことで虐待や経済問題など家庭環境問題が解決・好転するなど、問題解決の土壌づくりが図られた（H24 家庭環境問題の解決又は好転件数：278 件中 70 件）。
- ・SSWがコーディネーター役となり、関係機関と活発な連絡調整活動を行ったことで、学校と関係機関、関係機関相互の連絡体制が強化・促進された（H24 関係機関の訪問・電話等：3,141 件）。
- ・SSWが第三者的な立場に関わることで、学校と家庭との関係が改善されるケースが見られた。
- ・ケース会議の実施や関係機関との連携により、学校の問題対応力の向上が図られた。

#### (2) 今後の課題

- ・支援対象者数の増加及び困難ケースへの対応等により、SSW一人当たりの負担感が増加している。こうした状況に対応するため、人員の増員など体制の拡充を進める必要がある。
- ・直接支援が必要なケースが増加しているため、より効果的な支援方法や支援体制について検討する必要がある。

# 福岡市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・教育と福祉の両面から、問題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して児童生徒の問題の改善を図る。

### （2）配置計画上の工夫

- ・不登校や問題行動の背景には、福祉的（経済的、精神的）な配慮を必要とする環境（家庭・地域）を抱えていることが多く、児童生徒に対して早期の段階から支援が望まれているため、小学校に拠点配置をしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数は、前年度より2名増員して、10名。
- ・資格は、全員が社会福祉士の資格を有する。
- ・勤務形態は、週に4日（27.5時間）勤務で学校3日、教育相談課1日勤務している。  
※主に教育相談課の勤務日に外部相談として配置校区以外の相談も受け付けている。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・本市の不登校対策として、教育と福祉の両面から児童生徒を援助する専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちを取り巻く環境条件や社会的人間関係の調整、改善を図り、不登校の減少につなげていく。
- ・年度当初の事業説明会において、全小中高の校長に対してスクールソーシャルワーカーの仕事・活用について説明を行い周知した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・配置している10名全員。状況によっては、スクールソーシャルワーカー担当指導主事等が入る場合もある。

### （2）研修回数（頻度）

- ・月に1回、2～3時間程度。

### （3）研修内容

- ・課題やケースについてのアドバイス。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討（受け持っている事例での困難さを解決するための指導や助言）
- ・交流分析（対人関係の分析枠組み等の理論）

### （5）課題

- ・実務優先のため、研修時間が限られる。また、研修講師の時間調整が難しい。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

- ・スクールソーシャルワーカーが携帯電話のSNSによる差別発言を発見し学校に伝える。その結果、学校での生徒指導委員会を行い、調査したところ、いじめに関する動画やメール等の問題が発覚する。
- ・全校集会をひらき差別発言をはじめ、いじめに関する一連のことについての話をする。同時に、差別発言をした生徒の保護者、本人に対して面談、指導を行う。
- ・スクールソーシャルワーカーは加害生徒の小学校時の話や家庭の様子等を伝え、指導の際に配慮してもらおう他、いじめの加害生徒に、発達障がい等がある場合の配慮事項を伝えて指導に役立ててもらおうように願います。

#### (2) その他の活用事例 (①不登校：ネグレクト・非行)

- ・本児は小学校時から不登校で、人に会うのを嫌がっていた。その理由を探るためスクールソーシャルワーカーが面談を実施した。面談から「母親には彼氏がおり、家に来たときは外で遊ぶように言われ、一日家に帰るなど言われ、そのことを人に知られるのが嫌で人目を気にするようになった。」ことが発覚した。学校でケース会議を開き、役割分担を決め対応する。
- ・学校(本児の学力保証)、スクールカウンセラー(本児の精神的な安定)、スクールソーシャルワーカー(必要に応じて関係機関との連携)

中学生になると、本児に彼氏ができ、家出、万引き等を繰り返すようになった。家出をしても母親は探そうとせず、無関心な状態である。教師とスクールソーシャルワーカーが母親を説得し、警察に捜索願を出してもらおうと同時に、スクールソーシャルワーカーは警察署に出向き、本児の家庭環境と本児の思いを伝え、発見時の対応での配慮をお願いする。本児が発見されたが、母親は本児にどう対応したらいいのかわからない様子であったので、スクールソーシャルワーカーが母親と本児に児童相談所へ行くように話をする。児童相談所での面談を通して、母親は彼氏と別れ本児としっかり向き合うようにと実家に帰ることを決意した。本児も母親が自分のことを考えてくれたことを喜び、非行仲間と遊ばないことを決めた。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・教師が繋がりにくい家庭の間に入り、家庭訪問や面談を行い、状況の把握に努める。
- ・学校での児童生徒の様子を観察し、いじめ、虐待、障がい等の早期発見、早期対応、改善に役立つ。
- ・保護者の相談に応じ、虐待の予防、早期対応に役立つ。
- ・教職員の相談に応じ、心因的な負担の軽減に役立つ。
- ・関係機関の機能を理解し、連携の方法の修得。
- ・毎年9月に活用調査を(スクールソーシャルワーカー配置校長に対して)実施した。以下に一部項目を掲載。
  - ①個別支援の推進ができている(97%)
  - ②関係機関との連携が密にできている(94%)
  - ③生徒指導上の推進に役に立っている(93%)

#### (2) 今後の課題

- ・更なる人員の増加と勤務形態の改善。
- ・配置校以外の学校にも外部相談として訪問しているが、介入まではできず十分な相談に至らない
- ・スクールソーシャルワーカーの専門性の向上。

# 熊本市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校の問題をはじめ生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連絡・調整を進め、子どもに関わる課題や環境の改善を行う。

### （2）配置計画上の工夫

熊本市教育委員会事務局総合支援課教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの派遣要請に応じて、家庭や学校、または関係諸機関等に派遣した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

精神保健福祉士2人、社会福祉士2人、いずれもソーシャルワークの経験が3年以上ある者を配置した。勤務形態は、原則的に、一人あたり、土曜、日曜、祝日を除く週5日、1日5時間、週25時間勤務で、平成24年度の年間勤務時間は、1人1、100時間で、合計4、400時間活動した。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「熊本市スクールソーシャルワーカー設置要綱」を策定し、活動方針等に関する指針としている。

市内全小中学校へは、通知文「熊本市スクールソーシャルワーカー配置事業の実施について」を出し本事業の目的、配置場所と人数、派遣場所、対象者、申し込みについて、派遣の流れなどを周知している。この他にも、「熊本市スクールソーシャルワーカー活用の手引」を各学校に配付するなどして周知を図った。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、教育委員会事務局スクールソーシャルワーカー担当職員、スクールカウンセラー、要保護児童地域対策協議会担当者等関係機関職員、警察署スクールサポーター等

### （2）研修回数（頻度）

事例検討会（毎週）、スクールソーシャルワーカー連絡協議会（年間2回）、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会（年間1回）、スクールソーシャルワーカー研修会（年間3回）

### （3）研修内容

【事例検討会】 ケースの進行管理、支援スキルなど資質の向上等

【連絡協議会】 警察のスクールサポーターや各区の要保護児童地域対策協議会担当者、児童相談所職員等との情報交換等

【SC・SSW合同連絡協議会】 大学教授の講話、SCとSSW相互の意見交換等

【研修会】 大学教授や臨床心理士による講話、大学教授による各スクールソーシャルワーカー担当ケースや本市スクールソーシャルワーカー事業に対するスーパーバイズ等

### （4）特に効果のあった研修内容

いずれの研修も様々な方面からスクールソーシャルワーカーの資質や意識の向上など効果がみられたが、特に、平成24年度から大学教授によるスーパーバイズを研修に取り入れ、スクールソーシャルワーカーの資質向上さらには本事業の充実を図ることができた。

### （5）課題

本事業の予算やスクールソーシャルワーカーの活動時間には限りがあるため、様々な研修会への参加など見合わせなければならない場合がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

- 友達とのトラブルから、ある朝突然「学校に行きたくない」と泣いて母親に訴えた女子生徒への支援

スクールソーシャルワーカーは、学校からの緊急の要請で家庭訪問を実施。保護者からも事情を聞いた上で本人との面談を行った。面談の中で本人のつらい気持ちを受容しながら事実関係を確認。スクールソーシャルワーカーは、担任・管理職と連携し、母親の不安を受け止めることを中心に支援を行った。一方、学校は担任を中心に、複数の生徒に対して個別の面談を実施。あわせてクラス全体の問題として考える場を持つなどの働きかけを行った。また、これと同時にスクールソーシャルワーカーも同席して、保護者と学校が話し合う場も持った。その話し合いを受けて、スクールソーシャルワーカーより本人に不安に対する対処法を示し、学校が当事者や学級全体での話し合いを重ねたことで無事教室に復帰し、友達との関係も修復された。生徒は、その後も安定して登校できている。

#### (2) その他の活用事例 (①不登校)

- 1学期から不登校となり、学校からの働きかけを拒否したまま夏休みを迎えた生徒への支援

スクールソーシャルワーカーは、夏休み中に家庭訪問を重ね、信頼関係を構築。面談の中で、学校生活における本人の不安や困り感を具体的に明らかにし、本人が頑張れそうな点を本人と一緒に確認した。同時に、学校関係者全員が本人の思いを共有する場をもち、2学期からの具体的な取組について話し合いを行った。保護者との面談の中では、不安を受け止ながら、家庭での対応についてのアドバイスも行った。一方、ユア・フレンド、適応指導教室へのつなぎや学習支援の学生ボランティアの派遣を進め、2学期からの本人の別室登校の準備を行った。これらの結果、本人は不安を抱えながらも2学期当初から別室登校を開始し、2学期後半の修学旅行にも参加することができた。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成24年度は、小学生193人、中学生129人、計322人のケースについて活動しており、平成23年度に活動したケース291人より31人増加している。平成21年度から連続して「家庭環境の問題」への支援が最も多い。また、平成22年度からは「発達障害等に関する問題」への支援が急増し、平成24年度は「不登校に関する問題」の支援ケースより多くなった。スクールソーシャルワーカーが支援したケースで終了したものは、平成22年度が39件(25.8%)、平成23年度が70件(24.1%)、平成24年度が81件(25.2%)であった。平成24年度は、SSWの活動時間が平成23年度の3,300時間から4,400時間と増えたため、終了数も上がったと思われる。

#### (2) 今後の課題

スクールソーシャルワーカーに依頼されるケースは1つのケースに複数の課題が含まれており、解決困難なものが多いため、終了までにかかなりの時間を費やすことが少なくない。そのため、終了率も低い割合で留まっていると思われる。また、学校からの派遣依頼のケースの中には、保護者がSSWを受け入れない場合もあり、対応がストップするケースがあった。SSWの派遣を依頼する学校は多くなってきているが、今後、まだ活用していない学校へ啓発する必要がある。それと同時にSSWの人的配置の拡充及び専門的知識や技術の向上に努めていく必要がある。

# 旭川市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・児童生徒に見られる問題と思われる状況等の背景には、児童生徒を取り巻く家庭や地域等における環境が複雑化していることが要因の一つとして考えられることから、そうした環境へのアプローチの方法を探り選択肢を増やしていくためのサポートの一つとして、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の視点を取り入れながら状況の改善を図っていくことを目的としている。

### （2）配置計画上の工夫

- ・教育委員会所管の不登校・いじめ相談室に配置し、相談員との連携、情報の共有や不登校状況の把握等を図っている。
- ・学校数が多いことから、市内全小中学校を対象に電話相談を中心とした派遣型の体制を基本とし、適時的な支援等を行うこととしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・精神保健福祉士、教員免許状の有資格者を1名配置している。
- ・旭川市非常勤嘱託職員、1週29時間勤務（月・火・木・金曜日の9：00～17：00）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・策定していない。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・道内事業実施市町村及び単費事業実施市町村スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

- ・年1回

### （3）研修内容

- ・道教委主催スクールソーシャルワーカー連絡協議会、地域別研修会への出席

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・事例発表
- ・研究協議 SSWが学校のニーズを共有するための具体的な方策について

### （5）課題

- ・特になし。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

- ・教育委員会所管の不登校・いじめ相談室に配置し、学校からの派遣要請等のほか、相談室に寄せられた相談の対応についても連携を図っている。
- ・教育委員会及びその他児童生徒の支援に関わる会議等への出席を通じたネットワークを構築している。

#### (2) その他の活用事例 (①不登校 ⑦教職員との関係の問題)

##### ■保護者と担任の関わりでずれが見られた不登校のケース

概要：当該児童は小学6年生女子、6月より不登校傾向。修学旅行の準備期間の欠席もあり、修学旅行の出発当日も保護者に送られて学校まで来るも車から降りられずに不参加となった。以来全く登校できなくなり、担任より卒業式の出席に向けてアプローチの方法について相談が入る。

担任：毎日電話を入れたり、配布物を届けて様子を聞いたりとお子さんを気遣い励ましているが、途中から1M以内に近付けてもらえなくなり、自分が焦って登校刺激を与えているのではとの思い有り。

家庭：両親は他の相談室（家庭教育相談室）に行ったことがあり、焦らないでと言われた。登校を無理強いしなくなったら笑顔が見られ、長期戦の覚悟で向き合っている。

卒業を間近に控えて不安になってきているが、担任が家庭訪問に来るとお子の顔が引きつり、余計に閉じこもってしまうため、担任の対応に不信感を持っている。

対応等：担任との面接で①担任の「みんなで一緒に卒業して欲しい」という思いの受け止め（受容）

②担任と不登校時からの両親の気持ちを想像しトレースする作業を行った（辛さの共有）。

- ・SSWから、卒業式という節目の迎え方は人によって違って良い。お子さんにとってどんな節目が良いのかを保護者と話し合うことを提案した。
- ・保護者と担任が「お子さんにとってどんな節目の迎え方が良いのか」という共通の視点で話し合えたことで両親の担任に対する不信感が払拭された。
- ・担任の肩の力が抜け、お子の行動を見守ることができるようになり、卒業式前日の夕方にお子さんと両親と担任で卒業式の練習をし、当日、卒業式に出席し、卒業した。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・問題を抱える児童生徒を支える保護者と担任（学校）の両輪が、問題の状況や支援のポイントとなるであろう事柄等についての情報の共有化を図ることができた。
- ・担任（学校）に対し、SSWが教員の視点とは異なる意見を述べる等、状況に応じた働きかけ方を検討し、協働しながらの取り組みを図ることができた。

#### (2) 今後の課題

- ・学校や関係機関等に対し、SSWを活用した相談や支援、状況の見立てや手立てを相談者と一緒に考えるというスタンス等についての認知、理解を得ながら相談支援活動を進めていく必要がある。
- ・関係機関との連携を一層密にした学校や保護者等への支援を進めていくことが必要である。

## 横須賀市教育委員会

### 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

#### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童・生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図るため。

#### （2）配置計画上の工夫

拠点校方式（2つの小学校、1つの中学校を拠点に、その学区内を含めて配置。要請により、それ以外の学校のケースにも対応）。

#### （3）配置人数・資格・勤務形態

\* 2名      \* 社会福祉士・精神保健福祉士

\* 非常勤職員として、1名は年間35回・別の1名は年間70回、1日7時間45分勤務

#### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

##### ◆実施要綱

① 趣旨 ②スクールソーシャルワーカーの派遣 ③スクールソーシャルワーカーの職務  
④経費負担 ⑤連絡協議会 ⑥その他

##### ◆活用の手引き

①SSWとは ②SSWが活用される場面の例 ③SSWにできること（支援教育コーディネーターと連携して）④教育委員会の役割 ⑤SSWが対応する前に学校で準備しておくこと  
⑥SSWの対応例

※学校あて文書、各種研修会・連絡会等を通して周知。

### 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

#### （1）研修対象

#### （2）研修回数（頻度）

#### （3）研修内容

#### （4）特に効果のあった研修内容

#### （5）課題

神奈川県のSSWを兼務しているため、本市では実施していない。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

過去のいじめ問題に起因する小学校での不登校ケース。本人の心のケアはSCが担当し、SSWは保護者担当と役割を分担し、教員とともにチームとして対応した。特に父親の被害感が強く、加害児童やその保護者、教職員に対する過激な言動も見られたが、困り感に寄り添いながら、家庭訪問を繰り返し、父親との信頼関係が成立したことで、沈静化した。以降、本人と担任との関係も改善し、家庭訪問や面談で、話しをすることができた。

#### (2) その他の活用事例

##### ①不登校

小学校・中学校の兄弟で不登校。保育園にも兄弟がいたため、SSWが中心となって、各学校・保育園・福祉部局（生活福祉、保健センター、児童相談所）・市教委が集まって、サポートチーム会議を実施した。それぞれの持つ情報を交換・共有した。父をキーパーソンととらえ、小学校が積極的に関わる方向性を確認。その流れから、父は学校にもつながり、家庭の状況・困り感等を確認することができた。小学校児童の不登校については改善の方向。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

\* 拠点校以外の学校からの派遣要請が増え、支援対象児童生徒数が20%増加した。

\* 学校や教員は、保護者や児童・生徒の困り感により沿いながら、学校内での対応は取れるが、社会福祉に関する専門的な知識や技術・ノウハウの欠如から、学校外のリソースを利用しながら解決への手だてを講じるのが難しかった。しかしスクールソーシャルワーカーの活用により、解決の糸口をつかみ、環境改善に向けてチーム対応ができるようになった。

#### (2) 今後の課題

\* 拠点校方式や勤務日数・時間の制約上、学校のニーズに充分にこたえきれない部分がある。

\* 状況改善には、多くの時間を要するが対応が難しい。

# 富山市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を強化する。

### （2）配置計画上の工夫

単独校型（1校に年間を通じて派遣する）は、小学校7校、中学校3校。拠点校型（拠点校を中心に近隣小中学校に適宜に派遣する）は、小学校1校、中学校3校。派遣型は、市教委で140時間確保し、市内で必要に応じて派遣。これらの3形態で対応した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数（資格）：スクールソーシャルワーカー5名（社会福祉士4名、精神保健福祉士2名、小学校教諭1種1名、特別支援学校教諭1名、小・中・高等学校教諭1種1名）
- 勤務形態（1校当たり）：70時間（週2時間×35週）＝10校、140時間（週4時間×35週）＝4校、市教委140時間

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- フットワークを最優先とし、児童生徒の良好な学校生活、家庭生活を目指し、関係機関、学校と綿密に連携しながら支援活動を行う。
- 連絡協議会を定期的に行い、活動のふり返りとスクールソーシャルワーカー間の情報交換により、より円滑な支援活動が行えるように工夫するとともに、月に1度の研修会を開き、スクールソーシャルワーカーとしての資質の向上を図る。
- 年度当初の市内校園長会で支援体制の説明をするとともに、各小中学校へ活動案内を配布する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- 市スクールソーシャルワーカー5名
- 市内小中学校スクールソーシャルワーカー担当者14名

### （2）研修回数（頻度）

- 月例研修会を月に1回（市スクールソーシャルワーカー5名）
- 連絡協議会を年に2回（市スクールソーシャルワーカー5名、市内小中学校担当者14名）

### （3）研修内容

- スクールソーシャルワーカー5名が月に1回学習会を開き、子ども、保護者と面談した際の事例を報告し合い、ケース討論をしたり、講師等を招き研修を行ったりして、スクールソーシャルワーカーとしての資質の向上を図る。また、年2回の連絡協議会では、活動計画の確認と、来年度の活動案の検討を行い、現場に即した相談活動を目指し、具体的な改善点をあげ、計画の見直しを行った。

### （4）特に効果のあった研修内容

- 4月に行った第1回連絡協議会では、1年間の相談活動について細かく共通理解を図った上で、富山国際大学子ども育成学部 村上 満 准教授から「学校とスクールソーシャルワーカーとの連携」と題する指導講話を聴き、参加者がスクールソーシャルワーカーの役割と活用についてそれぞれの立場で理解を深めた。

### （5）課題

- スクールソーシャルワーカーの資質向上の視点から、スクールソーシャルワーカーの役割や活動内容を教職員、保護者に周知し、活用を促す機会を多く設ける必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

事例1 集団不応の小学校5年生男児：①不登校

- ・ 教室内等で、暴力が頻繁にあり、地道に物事に取り組むことを嫌い、目立つ言動で他から注目されることを好む。自分の思い通りにならないと、授業を妨害したりする。特定の子どもに暴力をふるうため、その子どもと保護者がいじめと認識する。
- ・ 母は夜間勤務をし、帰宅が遅く、昼は寝ていることが多い。また、本人に対し、暴力等で押さえつけるため、本人は、母には従順に振る舞うが、泣き続けることもあり、不安定な家族関係が続いている。
- ・ 母は4月当初、学校からの連絡に応じていたが、次第に対応しなくなり、学校のことは学校で解決してほしいという姿勢を前面に出すようになる。改善のための具体的な話ができない。
- ・ 2学期からスクールソーシャルワーカーの支援が始まり、スクールソーシャルワーカーを通して母の様子、家庭の様子が分かるようになる。また学校の考え、指導方針を伝えることができた。
- ・ いじめについての認識を母がようやくもち、スクールソーシャルワーカーによって児童相談所とのつながりもできる。今後、スクールソーシャルワーカーによる母親と学校との接続により、問題の解決を進める。

#### (2) その他の活用事例

事例2 父が生活能力に欠ける不登校の中学校3年生男子：⑥家庭環境の問題

- ・ 父子家庭で、父は自己破産により自宅が競売落札され住居確保の見通しが立たない。2年後半から3年にかけて欠席が続き、修学旅行も参加できない。3年6月スクールソーシャルワーカーが支援する。子どもに対しては、児童相談所の一時保護から、児童養護施設入所への道筋をつけるとともに、個別の学習支援を行った。
- ・ 父親に対しては、市生活保護係、市社会福祉協議会と連携し、不動産業者を紹介するとともに、生活保護申請や住居確保の手続きの支援を行った。
- ・ 上級学校受検に向けて、担任、カウンセリング指導員、教頭等と共に、学習意欲を促し、本人の家庭での居場所づくりを支援した。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 平成23年の本事業開始以後、2年間の本市不登校児童生徒（30日以上不登校）、長期欠席児童生徒（30日以上不登校以外）の出現率、は下記のように漸減している。

不登校 出現率(%)		23年度	24年度	長期欠席 出現率(%)		23年度	24年度
		小学校	0.39			0.33	小学校
	中学校	2.54	2.26	中学校	3.17	2.83	

- ・ 不登校児童生徒、問題を抱えた家庭の中で、教員の関わりが困難な児童生徒、家庭にスクールソーシャルワーカーが関わることで、学校、関係機関との接続が円滑になるとともに、生活改善の道筋が明確になり、児童生徒の学校生活、家庭生活の安定、学習意欲の向上につながった。
- ・ 問題を抱えた児童生徒、家庭のケース会議や研修会を通して、教職員が、児童虐待、ネグレクト、学校納金未納等への対応方法や、関係機関、行政部局の役割、活用法、連携の仕方などをスクールソーシャルワーカーから学び、その後の児童生徒、保護者対応に役立った。

#### (2) 今後の課題

- ・ スクールソーシャルワーカーの活動やその成果が周知されることで、学校のニーズが高まっており、今後、スクールソーシャルワーカーの確保と雇用、配置の仕方についての検討が必要である。
- ・ スクールソーシャルワーカーの支援活動をより充実させるために、学校関係者だけではなく、福祉関係行政機関、医療機関、警察等との連携体制を整備していきたい。

# 金沢市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校や教育委員会からの要請に応じ問題を抱える児童生徒やその家庭に関わるとともに、必要に応じて他の家庭や学校、児童相談所や警察・家庭裁判所等の関係機関との連携役を果たす。

### （2）配置計画上の工夫

本市には、福祉と教育の連携を図るための施設（金沢市教育プラザ富樫、児童相談所も併設）があり、そこを拠点として各学校や関係機関等に出向くよう職員を配置している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：2人

資格：特定の資格を要しないが、教育相談の経験を有する者

勤務形態：1人あたり 週20時間×48週

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

本市条例「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」の具体的な行動計画として策定された「子どもを育む行動計画（第3次）」に以下のとおり記載し、パンフレットやホームページ等により、市民に周知している。

4. 学校の行動指針 （1）小中学校の行動指針 ②豊かな心と社会性の育成

◇教育相談体制を充実し関係機関との連携を強化する。

5. 行政の行動計画 （7）学校教育等の充実 ④心の教育の充実

◇引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童への学校復帰支援機能の強化を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

児童相談所職員や中学校生徒指導担当者を対象とした研修をスクールソーシャルワーカーも受講している。

### （2）研修回数（頻度）

年間12回程度

### （3）研修内容

- ・いじめ、不登校等、子どもの問題行動の状況や学校での取組状況について
- ・発達障害や児童福祉制度について

### （4）特に効果のあった研修内容

中学校生徒指導担当者の研修を一緒に受講することにより、要支援生徒の状況把握や学校との連携をスムーズに行うことができた。

### （5）課題

学校教育、児童心理や福祉制度など幅広い知識やカウンセリング技術が求められる業務であるが、スクールソーシャルワーカーに特化した研修は実施していない。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

事例なし

#### (2) その他の活用事例

##### 【事例1】 ①不登校 ⑥家庭環境の問題

- 状況 約3年間不登校。その間、保護者の意向で児童本人との接触が全くできない状況。
- 方針 学校からの要請で、スクールソーシャルワーカーがまず保護者とコンタクトを取ることで、児童の安否確認や状況の確認を行う。
- 概要 月1回、家庭訪問し母親との面談を続けた結果、半年後には、児童との面談ができ、状況の確認を行うことができた。1年後の時点で登校には至っていないが、月1回担任が家庭訪問することとなり、学校とのつながりができつつある。

##### 【事例2】 ①不登校 ⑥家庭環境の問題 ⑩発達障害等に関する問題

- 状況 生徒本人は情緒不安定な部分があり、保護者の言うことを聞かず、生活リズムの乱れもあり、不登校の状況が続いている。ひとり親家庭の保護者は病気治療のため、入退院を繰り返している。
- 方針 学校からの要請により、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行い、生徒の生活状況の確認と精神的に不安定な保護者の支援を行う。
- 概要 定期的に家庭訪問を行い生徒や保護者と面談を続け、9ヵ月後には部分登校ができた。進級・進学に関する保護者の希望について学校や関係機関につなげることにより、特別支援学級へ進級した。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校と児童生徒が全く関わりを持っていない状態であったものが、スクールソーシャルワーカーが関わりを持つことで学校やその他の人と関わりを持つなど、児童生徒に一定の成果があったと思われる件数は、平成24年度で29件中14件あった。

#### (2) 今後の課題

児童生徒が抱える問題は多様化、深刻化しており、各学校が組織的に対応できるように学校や関係機関と連携を行っているところであるが、連携する機関が増えるほど、スクールソーシャルワーカーの実働時間等、負担が増加してきている。

# 長野市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒や課題を抱える児童生徒について、家庭や学校等を訪問して、本人やその保護者に対して教育相談を実施し、必要に応じた関係機関との連携により支援などを行う。

### （2）配置計画上の工夫

教育相談センターにSSWを配置し、教育相談センター所属の学校訪問相談指導員や家庭訪問相談員と連携して課題解決にあたる。

相談内容により、長野県配置のSSWと連携して支援体制ができるようにする。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 1人

資格 社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士

勤務形態 月40時間程度（1回の相談5時間以内） 年間400時間程度

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」については策定していない。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

相談ケースの事例検討

相談関係機関等業務内容視察

### （2）研修回数（頻度）

長野市教育相談センター指導員会（月2回程度）

長野市教育相談関係者合同研修会（年4回）

指導員研修会[学校訪問相談指導員・中間教室適応指導員参加]（年2回）

### （3）研修内容

長野市教育相談センターで、取り扱っている相談ケースの事例検討。

不登校支援や特別支援の関係者が集まり、学校単位で取り組んでいる相談ケースの事例検討。

児童相談所や福祉施設等を視察研修しそれぞれの業務内容を把握するとともに、各職員と情報交換を行う。

### （4）特に効果のあった研修内容

定期的に学校訪問を行っている学校訪問相談指導員との「相談ケースの事例検討」は、実践的であり各学校の支援体制の状況を知る上でも有効な研修であった。

SSWの役割の中で、連携をとっていく関係機関の細かな業務内容を視察したことは、その後の連携を取っていく中で、非常に有効な研修であった。

### （5）課題

市のSSWは1人なので、他のSSWとの情報交換が難しい。長野県や近隣自治体のSSWと連携を図ることが重要である。

スーパーバイザーによる定期的な研修も、SSWの資質向上のためには必要不可欠である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

##### 【事例1〔中学3年生 :ひとり親家庭〕】

- 子ども・家庭の課題
  - ・ 子ども：不登校（24年2月から不登校）
  - ・ 家庭：親は精神疾患。
- 具体的な支援内容〔※SSWによる直接支援ケース〕
  - ・ SSWが家庭訪問を繰り返し、親との信頼関係を築く。当初、不登校の原因がわからなかったが、親から不登校の要因の中に、学校でいじめがあったことを聞きだすことが出来た。
- 具体的な改善結果
  - ・ 不登校の要因の一つを学校が把握できたので、登校へ向けた問題解決の具体的な取り組みが出来るようになった。

#### (2) その他の活用事例

##### 【事例2〔小学4年生 :ひとり親家庭〕】

- 子ども・家庭の課題
  - ・ 子ども：不登校（小学2年生から、ほとんど学校に登校できない）、生活リズムの乱れ（昼夜逆転）  
：家庭でもほとんど家の中で過ごし、外部の人と顔を合わせようとしない。
  - ・ 家庭：親は精神疾患で、学校へ行くような働きかけをしていない。仕事は夜遅く、児童の生活リズムの乱れ（昼夜逆転）の要因となっている。
- 関係機関等：小学校、県保健福祉事務所、ハローワーク、市役所（保健福祉部）等
- 具体的な支援内容〔※SSWによる直接支援ケース〕
  - ・ 学校等からの情報収集をもとにSSWが家庭訪問を繰り返し、親や子どもとの信頼関係を築く。
  - ・ ハローワークとの連携により、親に適切な仕事の紹介し、経済的課題の改善を図る取り組みを行った。
- 具体的な改善結果
  - ・ 親が県保健福祉事務所を訪問することが出来て、医師からの指導を受けることで親の精神的な安定が図れたと共に、医師や保健師との信頼関係を築けた。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

24年度は、児童16人、生徒7人が抱える不登校、いじめ、家庭環境など、延べ49件の問題に関する相談に当たった。学校訪問回数は47回、家庭訪問回数は43回。また関係機関を含めた教職員とのケース会議への参加は38回であった。

いままで、学校教職員が入っていけなかった家庭環境への働きかけが必要な事例について、児童相談所や県保健福祉事務所、市保健福祉部等と連携を図り支援を行うことができた。

#### (2) 今後の課題

SSWとSC、学校訪問相談指導員、家庭訪問相談員との連携について、更に充実を図る必要がある。

SSWの役割について更に学校へ周知していく必要がある。問題解決に向けてSSWの指示のもと、学校がやるべきことを明確にして、連携して取り組むことが必要である。

# 豊田市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 不登校やいじめ等様々な問題を抱えた児童・生徒に対する支援
- ・ 学校だけでは対応しきれない複雑な問題を抱えた事例に対する支援
- ・ 多職種が勤務する職場内の調整

### （2）配置計画上の工夫

豊田市教育委員会の相談機関である豊田市青少年相談センターに、3名常勤。豊田市内全小中学校を中学校校区ごとに担当を決め、担当校と継続的に関わることで、学校、地域に応じた支援をしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

豊田市青少年相談センターに、非常勤特別職として社会福祉士の3名を配置している。

1日7時間 週5日勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

＜方針＞子ども・青少年（以下「青少年等」）の悩みごとや青少年等を持つ親の悩みごとについて面接相談、また必要に応じて訪問相談を実施する。併せて、学校・地域・関係機関と適切な相談・援助を進めることにより、青少年等の健全育成を図ることを目的とする。

＜周知方法＞

- ・ 学校等教育関係機関に青少年相談センター利用の手引きを配布
- ・ 学校訪問時に説明

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

豊田市青少年相談センター内での研修（月1回程度） 他機関主催の研修会へ参加（1人年1回程度）

### （3）研修内容

- ・ センター内での研修（SSWR、臨床心理士等相談部職員 対象 随時）  
「虐待対応と関係機関との連携について」 講師 豊田市役所 子ども家庭課 指導主事  
「虐待・ハラスメント・いじめ&援助者が陥りやすい落とし穴」  
講師 大学教授（SSWRスーパーバイザー）
- 「月例セミナー」（センター主催 一般市民向け研修 年8回）  
講師 大学教授 心のアドバイザー 児童精神科医等  
内容 発達障がい、不登校、子育て等
- ・ 他機関主催の研修会（SSWRのみ参加）  
日本福祉大学「スクールソーシャルワーク総論講義」聴講  
日本福祉大学「スクールソーシャルワーカー実習生受け入れ」「実習報告会」参加  
「多文化共生社会研修会」参加

### （4）特に効果のあった研修内容

日本福祉大学「スクールソーシャルワーク総論講義」

### （5）課題

- ・ スクールソーシャルワークに関する専門的な研修を受ける機会が少ない。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

Aは、クラスの子どもたちから陰口を言われ、グループ活動では一方的に嫌な役を押し付けられた。Aも保護者も学校に相談したが、A自身の問題と指導されてしまったため、落ち込み、食欲もなくなり、学校を休むようになった。学校の対応に不満を感じた保護者は、青少年相談センターSSWRに相談した。Aは学校の話が出るだけでも不安定になるので学校からの連絡は一切断っていた。SSWRは保護者との面接を重ね、保護者に了解をもらい、学校を訪問した。SSWRは、A自身が人付き合いの苦手さを意識し努力していたが上手くできなかった辛さを説明し、学校の対応について協議した。その時点では学校からの関わりはAを不安にさせるので、しばらく控えることにした。他方、SSWRはAと面接をし、意向を確認した。Aは、「勉強もしたいし友達とも関わりたいが、学校は無理」と話したので、適応指導教室を提案した。親子で適応指導教室を見学し、改めて本人の意向も確認できたので、適応指導教室入室となった。SSWRは学校へ連絡、適応指導教室へ事前情報提供を行った。入室後は、指導員が寄り添う姿勢で関わり、意欲的に生活できるようになった。また、苦手意識をもっていた対人関係も、指導員から“ほどよい距離”を具体的に教えてもらい、自信が持てるようになった。そこで、SSWRは、Aの教室での活動状況を学校に伝え、学校の対応を協議したところ、担任と親子の面接を設定し、学校との関係作りをすることになった。学校はSSWRとAの負担にならないような時間や場所、面接内容等を打ち合わせた上で、面接を実施した。複数回の担任との面接をするうちにAは学校に戻る意欲を持ち、次年度は学校に登校できるようになった。

#### (2) その他の活用事例

Bは、中学2年から不登校で、自宅に引きこもっていた。SSWRはBが中学3年から定期的に面接をしてきたが、19歳のとき、家庭の事情でひとり暮らししなくならなくなった。当センターでの対象が20歳までなので、SSWRは、コミュニティーソーシャルワーカー（以下CSW）をBに紹介し、アパートを探し、生活福祉課で生活保護申請の手続きをSSWRとCSWで支援した。Bは生活が落ち着くと、外に出る意欲がでたため、SSWRは主治医に相談し、主治医の病院でのボランティア活動を始めることになった。活動で自信をもったBは、高校進学を希望するようになったため、当センター家庭教育アドバイザー（教員OB）を紹介し、進学相談、学習支援を行った。SSWRは、本人の受験意志を確認し、出身中学に連絡をとり、受験に必要な書類の用意を依頼した。受験の手続きは、SSWRとCSWが手伝ってB自身が行うことができた。受験の結果、Bは公立高校通信制に合格した。今は、生活支援はCSWが行い、学習支援を家庭教育アドバイザーがボランティアとして継続している。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

<支援実績>

- ・研修、講演活動 25回
- ・訪問活動 373回（学校訪問225回 家庭訪問18回 関係機関130回）
- ・ケース会議 15回（教職員6回 関係機関9回）

継続支援件数106件中 問題が解決25件（23.6%）、好転22件（20.8%）

#### (2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上を図るための、専門的な研修の開催が少ないため、配置されている3名のピアサポートが中心となっている。スクールソーシャルワーカー養成大学との連携やスーパービジョン体制の充実を図る必要がある。
- ・いじめ、不登校だけでなく、児童虐待、特別支援教育など子どもを取り巻く諸問題が複雑になってきて、関係機関との調整や学校との連携の必要性がより高まってきているが、スクールソーシャルワーカーの役割が十分に認知されているとはいえない。今後も啓発活動を継続し、よりよい支援につなげていきたい。

# 高槻市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

小学校におけるスクールソーシャルワーカー配置事業は、小学校にスクールソーシャルワーカーを派遣することで、児童の学習活動の充実や家庭の教育力向上を支援することを目的とする。

### （2）配置計画上の工夫

学校配置型 市内全小学校（41校）に配置し、学校の実態や抱える問題に応じてSSWは直接支援や間接支援を行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：19名

主な資格：社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、保育士・幼稚園教諭、心理系の資格、その他の社会福祉系の資格

勤務形態：1回6時間。活動回数は、1週間あたり1回程度とし、年間35回を上限とする。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

①年度初めの第1回スクールソーシャルワーカー連絡会にて、事業の趣旨や体制、業務内容や活動報告等について、スクールソーシャルワーカーの要綱及び要領を用いて説明し、理解を図る。

②月1回の連絡協議会を開催し、事例発表や情報交換を行い、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について研修する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

市内配置のスクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカー連絡協議会10回（月1回）

### （3）研修内容

- ・学校におけるSSWの活動について（スーパーバイザー）
- ・市内の関係諸機関の役割と活用について
- ・事例検討会と情報交流
- ・年間活動のまとめと来年度に向けて 等

### （4）特に効果のあった研修内容

「市内の関係諸機関の役割と活用について」

不登校児童生徒支援室・教育相談室・子育て総合支援センターの施設見学、概要説明

### （5）課題

継続して活動するSSWと、新規に採用されたSSWに対しての専門的なスキルを充実させるための研修体制の確立

SSWを積極的に活用できている学校に偏りがあることから、各学校のコーディネーター担当者に対して「SSWの役割と効果的な活用」についての研修が必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### （1）いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

母子分離ができていない母子で、低学年のころから「いじめられているのではないか？」という親の不安感が大きく、すぐに子どもを休ませていた。そのたびに、担任や養護教諭、児童生徒支援加配が、母親に電話をしたり家庭訪問を行ったが、なかなか母親と会えなかった。休みが続くうちに、子どもが規則正しい生活リズムを取れなくなり、「しんどい。」と口にするようになった。母親は、その言葉を聞き、病院に連れて行ったが、検査結果に異状は見つからなかった。それでも、母親は学校を休ませ、次々に違う病院に連れて行った。そのうち、子どもの登校意欲も低くなり、登校できなくなっていった。

このような状態の中、SSWと校内でケース会議を開き、担任からこれまでの子どもの様子、母親の様子などを聞き、考えられる問題点を明らかにした。生活福祉課のワーカーに学校へ来てもらい、情報の共有を行った。学校よりも病院への信頼が増している母親の状態を考え、子どもを通わせている病院のソーシャルワーカーと連絡を取った。カンガルーの森にも連絡し、ケース会議を開き、関係機関（病院のソーシャルワーカー、その時点で母親が一番信頼をおいている病院の医師、生活福祉課のワーカー、小学校、中学校、市教委）で今後の対策について話げできた。

#### （2）その他の活用事例

小学校6年生の児童Aには、長期不登校の中学3年生の兄Bがいる。母子家庭で、母親は一定の家事はこなせているが、仕事で帰宅が遅い状況もある。2人の子どもは孤食状態、子どもたちで洗濯等もしている様子であった。Aが5年生在籍時、欠席が増え始め、このままでは不登校になるような心配な状況があった。

SSWは、生活指導部会で情報を得た上で、丁寧に子どもの観察を進めた。担任との個別懇談をおこない、保護者の意向をふまえたアプローチの仕方についてアドバイスをおこなった。それを受けて、管理職も含めた面談の機会を持つことができ、じっくり母親の意向や思いを聞く場を確保できた。

小学校の児童の状況を改善するには、生活背景へのアプローチが必要であり、中学に在籍する兄Bの課題にも迫る必要があった。SSWは、中学校でのケース会議にも入り、長期不登校の兄の対応についても助言をおこなった。関係機関への措置も視野に入れた会議の内容であったが、母親との関係性を構築し、もっと深く話をすることの重要性についてアドバイスした。その後の経過の中では、母親はSCとは定期的に相談時間を持つことができおり、子どもたちへの母親の意識の変化も見られている。兄の進路への方向性もようやく見え始めてきた。

これらの動きの中で、Aも現在は欠席が減り、元気に登校できている。中1ギャップ等の段階も心配される中で今後も丁寧な対応が必要になるが、小中の枠組みを越えたSSWによるサポートの成果は大きい。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成23年度10月から市内全小学校にSSWを配置。平成24年度の主な支援状況において、不登校（594件）の支援件数のうち、問題が解決及び好転したものが177件（30%）。平成24年度の小学校での不登校が減少。ケース会議が学校に定着し、SSW参加のケース会議を1264回（昨年：513回）開催。

#### （2）今後の課題

SSWを積極的に活用する学校に偏りがある。→コーディネーター担当者の不在。SSW活用の方法や相互理解のための学校内外への周知活動（普及活動）と関係機関との連携。支援人材の確保（社会福祉士などの専門的資格者の確保）の難しさ

# 東大阪市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題行動の低年齢化や虐待などの家庭環境の課題が問題となっており、スクールソーシャルワーカーを拠点校として小学校に継続的に配置し、必要に応じて関係機関と連携・調整を進めながら、環境の改善を図り、教職員と協力体制をとって活動することで、チーム支援の体制を校内に構築し、ソーシャルワークのスキルアップを図る。また、拠点校で得られた成果と課題を整理することで、本市全体の課題改善につなげる。

### （2）配置計画上の工夫

拠点校については、小学校が作成した「平成24年度スクールソーシャルワーカー活用申請書」をもとに、市教委が市立小学校2校を選出し、SSWを配置した。その他の学校においては派遣活用で対応した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数は2名で、1名は精神保健福祉士、もう1名は不登校支援員等の経験豊富な人材。ともに大阪府のSSWも兼務。拠点型と派遣型の活用を行い、拠点活用としては2小学校の拠点校で、隔週1回勤務（年20回）。派遣活用は市教委が学校からの依頼を受けてSSWを派遣。1回6時間勤務を基本とし、拠点・派遣合わせて年間115回の活用。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「SSWは『こどもの利益』を最優先にした、保護者・地域・関係機関と学校とのネットワークの構築や連携を担う」という方針を校舎長会や各種連絡会で周知。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・大阪府のSSW連絡会に参加。
- ・東大阪市としてSSW連絡会を開催。

### （2）研修回数（頻度）

- ・月1回程度、市SSW連絡会を開催。

### （3）研修内容

- ・対応困難な保護者対応などの事例検討。
- ・情報交換、交流。
- ・関係機関との連携。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・関係機関との連携において、子ども家庭センター(府)・家庭児童相談室(市)・保健センター・少年サポートセンター・市社会福祉協議会等へ出向き、交流を持つことで顔の見える関係を築き、戦略的なアプローチが可能となった。

### （5）課題

- ・ケース会議等は時間帯が限られており、SSWの日程調整が困難。
- ・SSW事業の拡充に伴うSV体制等研修体制の整備と人材確保。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

##### 【いじめ】

中学1年生の女子生徒2名が校外で同級生1名に対して行ったいじめ事象で、加害生徒の保護者が謝罪の場に出てこないことで被害生徒の保護者が立腹され、学校の責任であると抗議されてきたケースにおいて、SSWが参加したケース会議を定期的に行った。そこで校内生徒指導体制の問題点を検証し、SSWがこれまでになかった福祉的な視点を取り入れて加害生徒の家庭の見立てを行い、関係機関やSCなど支援人材の役割分担を話し合うことで、効果的な保護者へのアプローチが導き出されて早期解決に至った。

#### (2) その他の活用事例

##### 【不登校】

小学4年生の男子児童が不登校状態になったことで、保護者が学級担任の配慮の無さを学校へ強く抗議に来られ、学校が疲弊していたケースにおいて、SSWがケース会議に参加し、児童と保護者の傾向からアセスメントすることで、児童と保護者の発達に関わる課題が判明し、保護者や児童の受けとめやすい伝え方や学校体制などを導き出し、不登校状況の改善と、保護者との関係修復につながった。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSW参加のケース会議の有効性が広く認知されて、学校からのケース会議や事例研修などへのSSW派遣要請が多くなっている。
- ・ケース会議へSSWを派遣したのはH23年度67回→H24年度81回（拠点校除く）と増加している。実際には、派遣要請があっても日程調整がうまくいかず、派遣できなかったケースも多くあり、ニーズはさらに高まってきている状況である。
- ・拠点校活用については、隔週の配置であったため、継続的な支援になりにくい面もあったが、SSWが主体的に行動することで教職員や関係機関と信頼関係を築くことができ、円滑な機関連携につながった。

#### (2) 今後の課題

- ・日程調整がうまくいかずに派遣できなかった（支援できなかった）ということがないように、事業を拡充させ、人材を確保し、拠点校や活用回数を増加させて支援体制を整備する。
- ・SSWの資質向上や支援体制充実のためのSV体制等を整備する。

# 豊中市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為その他の学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカー等を学校に配置・派遣する。

### （2）配置計画上の工夫

- ・市内3中学校区をモデル校区とし、小学校3校に、各校年間60時間配置した。次年度以降の効果的な配置や活用方法について検討した。
- ・配置校以外の小中学校については、従来通り、派遣の要請に対して日程調整を行い、スクールソーシャルワーカーの年間活動時間数の範囲内で派遣を行った。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：1名のスクールソーシャルワーカーと1名のスクールソーシャルワーカースーパーバイザー。
- ・資格：特に資格に要件はないが、社会福祉士を基本としている。
- ・勤務形態：年間活動時数は派遣210時間、配置180時間。スーパーバイザーは年間30時間。
- ・配置校については、一校あたり、一日6時間×年間10回の年間60時間としている。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・教職員の福祉的なスキルアップ、または小・小連携、小・中連携をめざす研修会・講演会を行う。
- ・家庭への支援を含め、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る必要がある児童生徒のケース会議に参加し、その事案の対応について整理するとともに助言を行う。
- ・その他、教育委員会との協議において必要と認めるものについて活動を行う。
- ・事業実施要領及び派遣要領にSSWが行う職務内容を示し、校長会義や研修会等で周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象 【豊中市スクールソーシャルワーカー配置校担当者会】

- ・スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
- ・配置校校長、配置校担当教員、教育委員会事務局担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- ・学期に1回(年間3回)

### （3）研修内容

- ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによるレクチャ  
「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために - チーム支援と校内体制支援」
- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、配置校(モデル校)での実践交流 …グループ討議
- ・配置校における事例検討 …児童の課題の改善について
- ・配置校校長より …校内組織の改善について
- ・平成24年度配置・派遣校校長アンケートまとめ

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによるレクチャ

### （5）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの活用には、スクールソーシャルワーカーを十分に活用しうる管理職の意識と学校体制が必要と考え、配置校関係者ととともに研修を行った。配置校関係者の意識向上や事例研究により具体的な活用方法についての理解が深まったが、事業拡大にともない複数のスクールソーシャルワーカーに委嘱していくことを考慮して、計画的な研修・スーパーバイズ・指導主事による学校訪問が必要と考えている。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

- ・継続してスクールソーシャルワーカーを配置してきたモデル校での事案。
- ・管理職との連携がとれ、訪問時には学校長より簡潔に事案の説明を受けることができた。
- ・校内委員会に出席して教職員と事例検討し、教職員との連携もすすんできた。
- ・教室訪問等で子どもや学級の様子を見ることができ、教職員からも相談しやすい環境が整った。
- ・6月に5年生女兒3名の関係について事案が出された。

- ① 管理職から事案の概要を聞き取り、児童の教室での様子を参観した。
- ② それぞれの家庭環境の整理、学級での他の児童とのかかわりなどを整理。
- ③ 3名の女兒のうち、特に気になる児童は隣接校区からの転入であるため、SSWが出向き、児童の従前の学校で元の担任から様子などを聞き取った。
- ④ ケース会議を行った。女兒らに問題行動があったが、事前に情報の整理、状況の共有、方向性の打ち出しなどができていたため、大きな事案に発展することなく終息に向かった。それぞれの家庭の背景の整理を再確認し再発防止に向けての対応や校内体制、役割分担などを行った。

※派遣型では事案が生じてからの対応となるが、配置型の場合は未然防止や困難事案になる前に事案解消の糸口をつかむことができた。

#### (2) その他の活用事例

- ・不登校状態にある4年生女兒について、保護者や本人と面談することにより、保護者や本人に寄り添った支援を行うことができるようになった。登校には至らなかったものの、放課後登校、適応指導教室への接続などを行うことができた。

- ① 管理職から事案の概要の聞き取りを行う。
- ② ケースの確認を行うとともに、関わり深い教師とミニケース会議を行い、方向性を検討。
- ③ 保護者との面談を行い、保護者や児童の困り感や現在の状況について確認を行う。以後、保護者と継続的に面談を行う。
- ④ ケース会議を持ち、担任や元担任、管理職、学年の教師集団などの役割を明確にするとともに、保護者や本人の困り感を理解する。
- ⑤ 適応指導教室を紹介し、保護者・本人ともに相談を行い、支援を受けた。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・長期欠席児童生徒数の出現率の減少：

平成24年度の長期欠席児童生徒の出現率は、本市全体では0.05%増加したが、平成24年度の配置校・派遣校においては0.39%減少した。

- ・派遣依頼の内容：

前年度に比べ、スクールソーシャルワーカーについての校内研修会を持つ学校が減少し、スクールソーシャルワーカーを招聘してケース会議を行う学校が9校増の23校となった。活用のための校内研修会を持ってきたことにより、実際に活用する学校が増加していると考えられる。

#### (2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの有用性は、配置校での実践、教職員研修、教育委員会事務局発行の広報紙等により、徐々に教職員へ認知されている。しかし、経験年数の少ない教師の割合が増加している等、十分に認知されている状況とは言えない。配置校を増加させたり、ケース会議に担当指導主事が出席したりするなど、スクールソーシャルワーカーの役割をより多くの教職員に理解してもらうことが必要である。
- ・当該児童生徒のアセスメントを行い、多様な方法を用いて児童生徒を支援する中で校内の役割分担など、校内体制の構築に寄与しているが、その手法を校内の他のケースに当てはめて考えるなど、一般的な手法とはなっていない。管理職だけではなく、生活指導担当者等との連携が必要である。

# 尼崎市

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

就学後の子どもが抱える問題への支援機能を強化する視点から福祉事務所の体制を整備し、いじめ、不登校、非行など、就学後の要支援の子どもを早期に発見し、児童虐待等の予防や対応の仕組みとも連携して適切な支援を行うため、学校現場の指導に加え、福祉現場からの視点を導入することで要支援の子どもへの学校の対応力の向上の側面支援、学校と他の社会資源とのネットワークの構築などを図る。

### （2）配置計画上の工夫

本市では平成21年12月に制定した「子どもの育ち支援条例」を根拠に、福祉事務所にソーシャルワーカーを配置してスクールソーシャルワークを実施している。福祉事務所に体制を整備したことで、教育現場からは、外部の機関という認識で捉えられる傾向があり、活用に至らないという懸念がある。そのため、学校現場との調整について、教育委員会を窓口とし活用をすすめるとともに、事業の運営等においても教育委員会と連携を図るよう努めている。一方、児童の支援につなげるため、福祉現場の視点を持って問題のアセスメントを行うとともに家庭児童相談室等の関係機関との調整を行う点では、効率的な運営体制となっている。

スクールソーシャルワークの活動形態は、「配置校型」と「派遣校型」を併用して実施している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

子どもの育ち支援ワーカー（ソーシャルワーカー） 3名

（資格） 社会福祉士、精神保健福祉士

（勤務形態） 年間156日 1日6時間勤務（一月当たり平均13日、一週当たり概ね3日勤務）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

尼崎市スクールソーシャルワーク実施要領を制定し、活動実施の指針としている。市立小中学校へは、校長会での説明や通知文「スクールソーシャルワーク活用に係る活用実施計画書の提出について」を教育委員会と連名で発出し、活動形態や狙い等について周知し、活用を呼びかけている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

子どもの育ち支援ワーカー、福祉事務所、教育委員会、こども青少年局関係職員、学校教職員他

### （2）研修回数（頻度）、研修内容

ワーカー研修 9回（以下4回のワーカー研修は、教員の参加を呼びかけて実施）

7月18日 「児童虐待の知識と対応」 参加者22人（うち、教員 14人）

9月19日 「発達障害と特別支援教育」 参加者20人（うち、教員 12人）

11月14日 「保護者対応トラブルの出口の見つけ方」 参加者45人（うち、教員 20人）

1月23日 「少年事件の知識と対応」 参加者138人（うち、教員101人）

（尼崎市生徒指導推進協議会と共催）

### （3）特に効果のあった研修内容

児童福祉分野、保健分野、教育分野、法曹分野の4名のスーパーバイザーから、各専門分野の研修を実施している。上記4回については、スクールソーシャルワーク活動の一環として、学校で起こる様々な事象に対する対応力の向上と、教員に対するスクールソーシャルワーク活動の周知を目的として、教員にも参加を呼びかけて実施した。

### （4）課題

活動に即した効果的な研修テーマの設定、研修日程の調整

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

中1年児童が校内で起こした不適応行動への対応について、学校からスクールソーシャルワーク活用要請があった事例。ワーカーが学校を訪問し状況を確認したところ、児童がクラスメートとの人間関係トラブルを発端として、パニック症状を起こすなど精神的に不安定な状況だった。また、保護者が学校のトラブル対応への不信感が強く、支援が必要な事例であった。

ワーカーは、教育委員会指導主事と調整しながら、教育相談担当やスクールカウンセラー、学校教員と情報交換を行い、対応方法について協議していった。そして、保護者との面談を通じて信頼関係を築きつつ、保護者の思いを学校側に代弁し、また学校の対応策や方向性を保護者に示しながら、問題解決に努めていった。児童に対しても、医療機関への受診を断固拒否している状況であったが、教育相談担当で診療内科医による相談が実現した。その後、欠席はあるものの、徐々に学校生活での落ち着きを取り戻していった。

#### (2) その他の活用事例 ①不登校 ⑥家庭環境の問題

「本人の不登校に加え、家庭と連絡がとれない事例。ケース会議を軸にした活動」

中3年児童と母の母子2人世帯。中2年秋頃から欠席が増え、3年に進級してから全欠状態となる。担任が家庭訪問しても、母親が面談を拒否して、母子ともに会えない、連絡が取れないということで、スクールソーシャルワーク活用要請があった。

ワーカーは、①不登校や面談拒否など問題が複数あるので、対処の優先順位をつける。②母のサポートへ向けたアプローチ。③緊急性の見定め。④母と児童の気持ち(意向)の把握。⑤家庭に対するキーパーソンの有無。⑥母子関係の状況に視点を当てて、学校とケース会議を行った。その結果、児童と話のできる祖父の存在や、母が精神疾病を抱えているが、何のサポートも受けず孤立化していることが分かってきた。

そこで、祖父をキーパーソンに、児童に対して担任が「心配している」メッセージを伝えることや、不登校担当教諭を中心に、学校を軸に支援体制や定期的なケース会議の校内調整を行った。また、保健師や家庭児童相談員とも情報共有し、母へのサポート体制についても検討を進めた。その結果、担任だけでなく、学校全体で考え、対応するために、月1回定期的にケース会議を開催し続けることでチーム体制の構築につながった。また、目標をみんなで考え、決めることができたので、進路指導というタイムリミットのある問題でも焦ることなく、チームで対応できた。ケース会議に祖父にも参加してもらうことで、祖父と学校との協働が可能になり、祖父自身もみんなで考えてもらえる安心感と負担感の軽減を実感してもらえた。さらに保健師など関係機関との連携した支援体制を構築できた。

こうした取組を進めた結果、児童や母の意向が把握でき、サポートを実施することで高校へ進学することができた。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校からの相談には、不登校、問題行動のうち家庭環境や発達に起因するものなどの事例が多く、これらの問題についてスクールソーシャルワークへの期待は高い。子どもの育ち支援ワーカーを活用し、子どもをチームで支援する校内体制を整え、役割分担のうえ支援することで、不登校などの改善につながった事例もあるが、継続的に働きかけを行い、小さな変化を積み重ねて改善を図るとともに、事例への対応力を高めるといった長期的な取組が必要となる場合もある。制度理解のうえ活用した学校からは、活動要請が増えており、制度に対する学校現場の評価は高まっている。

- ・小学校 18校 相談ケース数88件 (内訳：配置校 1校 26件 派遣校 17校 62件)
- ・中学校 9校 相談ケース数76件 (内訳：配置校 2校 58件 派遣校 7校 18件)
- ・校内ケース会議 183回 ・連携ケース会議 48回 ・他機関との連携活動 399回

#### (2) 今後の課題

現行3人体制では、学校現場で現に起こっている問題に力点を置いた取組とならざるを得ず、支援を必要とする子どもへの初期段階対応や学校の対応力の向上等、未然防止の観点から、子どもの集団生活の環境を改善することを主眼とする事業本来の成果を出すことはできない。そのため、初期対応や学校の対応力の向上等という事業本来の成果を出すとともに、全校に活動を広げていくためには、ワーカーの配置人数が不足しており、社会保障審議会児童専門分科会からも、体制充実の検討が必要との評価を受けている。

# 和歌山市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成24年度)

### (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワーク構築を図り、適切な支援を行い、生徒指導上の諸問題の解決に向けての取組を行うため。

### (2) 配置計画上の工夫

市内各校の実情を踏まえ、特に課題の多い校区、学校を選定し配置。その他の学校においては巡回型で配置しているスクールソーシャルワーカーで対応。

### (3) 配置人数・資格・勤務形態

配置人数2名(資格：社会福祉士1名。精神保健福祉士1名)。

勤務形態：巡回型 1名(小学校3校 中学校1校 年60回 1回6時間)

巡回型 1名(小学校2校 その他派遣 年60回 1回6時間)

### (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカーによる直接支援と間接支援のバランスを検討すること。支援体制づくりのコーディネーターとして活動し、校内にスクールソーシャルワーカーの視点を根付かせ、学校自体の支援力を高めることを図る。
- ・連絡協議会を開催し、管理職を交えて意見交換の上、配置校でのより一層の活用について話し合う。また、小中校長会において、スクールソーシャルワーカー活用事業の周知徹底を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

和歌山市スクールソーシャルワーカー2名及び担当指導主事

(県内スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー及び教育委員会担当者参加)

### (2) 研修回数(頻度)

- ・県のスーパーヴァイザーによる支援(1回)
- ・県主催、県内3地域別研修会への参加。(2回)
- ・県主催、スクールカウンセラーとの共同研修会に参加。(1回)

### (3) 研修内容

- ・スクールソーシャルワーカー啓発リーフレットを活用した研修(県SSWスーパーヴァイザーによる)
- ・いじめの現状とそれに対する取組についての講義およびグループ協議・問題行動に対する取組についてのフロアディスカッション
- ・災害とSSW『平成23年度紀伊半島大水害における体験から』の講義(那智勝浦町SSW・担当指導主事)
- ・来年度のスーパービジョン体制について～よりよいSSW活用を目指して～

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・県のスーパーヴァイザーをコーディネーター役として、複数のパネリストとともに「問題行動に対する取り組み」についてディスカッションを行った研修は、「いじめ」や「問題行動」に対するスクールソーシャルワーカーの役割や関係諸機関との連携について議論を深められた。

### (5) 課題

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上を図るため、研修会に参加したり、スーパービジョンを受けたりするための出張旅費等を確保する。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

##### ○問題の概要等

中2女子。1学期後半より欠席が目立ち、本人から登校したくないと訴えがあった。理由は、クラスの子から「どけ、じゃま」「給食だけ食べに来たか」などの言葉の嫌がらせを受けたからというもの。担任が指導した後、本人は欠席しながらも登校できていた。しかし、2学期に入り再び欠席が続き、保護者が「このままでは不登校になるのでは」と不安になり学校に相談される。

##### ○スクールソーシャルワーカーの関わり

母と面談し、これまでの経緯や本人の状況、母の心配事を傾聴する。

「事実は担任に伝える必要がある。しかし、伝えてよいか本人の気持ちを確かめること」「別室での学習」「スクールカウンセラーへの相談」「安心して登校できるよう学校・担任と一緒に考えていくこと」を母に助言した。また、管理職、担任と情報共有し、別室登校など校内サポート体制について話し合った。

##### ○経過、改善状況

別室登校を始めることができた。学習支援員が関わることで、教室に入る時間も増えてきた。校内では、管理職、担任、学習支援員、スクールソーシャルワーカーが情報共有しながら支援を続けている。

#### (2) その他の活用事例 【不登校】

##### ○問題の概要等

中3女子。ネグレクト家庭で、家事や妹弟の世話をし、中学校に入り完全不登校になっている。月1回児童相談所での母子面接は喜んで受ける。保護者は担任や福祉、生活支援等による生活改善助言に対して反応が薄く、子どもの進路にも関心がない。

##### ○スクールソーシャルワーカーの関わり

関係機関の調整を図り、ケース会議で今後の進路についての支援を検討した。家庭状況、本人の状況や気持ち、高校入試、求職の現状、福祉サービス等について情報共有し、進路に向けて各機関ができる支援を考え、本人と話し合いを始めている。

##### ○経過、改善状況

担任、生徒指導教諭による本人への声かけや家庭訪問、各機関による家庭訪問等を継続して実施している。少しでも登校できるよう、本人と児童相談所との面接を学校で始めた。その結果、週に1時間程度であるが、別室で担任や生徒指導教諭と学習や話しができるようになってきている。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校においてコーディネーターとして校内支援体制づくりを担い、教職員が明確な役割分担をして、共通の目的に向かって支援を行う取組につながっている。
- ・教職員がスクールソーシャルワーカーの専門性を生かした手法を学ぶことで、自らの支援のあり方に取り入れる機会となっている。
- ・関係諸機関との連携を図りつつ支援を行うことで家庭環境の改善につながっている。

#### (2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの役割、利用についてのさらなる周知、啓発を図る。
- ・スクールソーシャルワーカー、学校及び関係諸機関との連携をより一層円滑かつ効果的に行う方法を検討する。
- ・スクールソーシャルワーカーを有効活用するための、任用時間や任用人員の増加。
- ・スーパーヴァイザーを雇用する費用を確保する。

# 下関市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、児童虐待や不登校等の生徒指導上の課題の内、学校だけでは解決が困難な事案に対し、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、専門的な知識・技能を用いて、幼児・児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことで、生徒指導上の課題等の未然防止、早期対応を図る。

### （2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを専門家人材バンクに登録し、学校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数・・・7名

資格・・・社会福祉士3名、精神保健福祉士3名、教員免許1名

勤務形態・・・学校長からの派遣要請に応じて勤務

年間400時間、200回程度

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」及び「スクールソーシャルワーカーのリーフレット（周知用）」を作成し、学校、児童相談所、市福祉部に配付した。また、課題の多い学校に対しては、指導主事が出向いて説明した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- ・ 月に1回（2時間程度）

### （3）研修内容

- ・ ケースの検討会

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ ケースの検討会の中で、個々のケースに応じた多様なかわり方や関係機関への連携の図り方についての意見交換

### （5）課題

- ・ スクールソーシャルワーカーが別の仕事を持っているため、全員が参加できる日程調整が難しい。

夕方以降の遅い時間に設定せざるを得ない状況である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

小5のA子は、同級生からからかわれる等のいじめに遭い、学校を休みがちになった。A子の母親と叔父が、学校に苦情を申し立てられたことから、事案が発覚した。学校長が対応し、学校に対応を預からせてほしい旨を伝えるが、「学校は信用できない」と、毎日交代で授業参観に来校され、担任や管理職に苦情を言ったり、怒鳴ったりする状況が続いたことから、学校の要請に応じ、SSWを派遣した。

ケース会議において、学校、市教委、SSW、児童相談所、市福祉部、警察と情報を共有し、SSWが見立てを行い、それぞれの支援役割を確認した。母親のA子に対する養育不安と経済的な不安があることから、SSWが母親に対して助言と福祉に繋ぐ支援を行うとともに、いじめについては学校がきちんと対応していることを学校以外の立場から説明をし、納得してもらうことができた。また、定期的な母親との面談を継続した。その後、A子は、登校できるようになり、いじめも解消している。母親、叔父が学校に苦情を申し立てることもなくなった。

#### (2) その他の活用事例 (① 不登校)

小2のB男は不登校で、D市のSSWが関わっていた。夏休みにD市から本市C小学校に転入してくるという情報が入る。しかし、保護者が、転入手続きをせず、漫画喫茶店等に泊まりながら生活をしてきたため、居所不明となる。偶然、D市の小学校の担任が、街中で保護者と遭遇したことから居所がわかり、D市で関わっていたSSWと本市のSSWが情報交換を行い、両市の教育委員会、学校、SSWとでケース会議を開催し、今後の対応策を検討した。

保護者に対して、D市のSSWが、本市のSSWを紹介し、今後、関わっていくことを伝え、了解を得た。転入先でも不登校であったため、毎週、担任とSSWと一緒に家庭訪問を行った。始めのうちは、母子ともに会うことすら拒否していたが、そのうち、会えるようになり、時間が経つにつれ、当該児童とも会って会話することができるようになった。

その後、父親が職に就くことができたことにより、家庭内も明るくなり、少しずつ学校に興味を持つようになった。年度末には、担任・SSW・母親と一緒に保健室登校ができるようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成24年度は、小学校9校、中学校12校に対して184回、334時間の派遣を行った。35のケースに対して69%が問題の解消または支援の好転につながった。また、好転した学校からは、他のケースに関する新たな要請を受ける場合も多く、同じ学校で複数のケースを扱う割合が高くなっている。

#### (2) 今後の課題

- ・人材バンクに登録しているスクールソーシャルワーカーが、別の仕事を持っているため、ケース会議を遅い時間に開催するか、スクールソーシャルワーカーが自分の仕事を休んでケース会議に出席している。年度末の時期には、派遣が困難になったケースもあった。今後は、人材バンクの登録人数を増やすとともに、専門職として雇用していくことも視野に入れていく必要がある。そのための財源の確保が重要である。
- ・スクールソーシャルワーカーとしての経験の量が支援の充実には不可欠であることから、今後も研修会等を通じて資質向上に努めていく必要がある。

# 久留米市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを要請に応じて学校に派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして課題解決への対応を図っていく。

### （2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー2名を久留米市教育委員会に常駐させ、要請のある学校や教育委員会等が必要と判断した学校に派遣できる配置にしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 2名

○資格 ・精神保健福祉士資格のみ 1名  
・社会福祉士と精神保健福祉士の両方所持 1名

○勤務形態 ・非常勤（9:00～17:00）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

定例校長会、教頭会、学年主任研修会、不登校児童生徒に関する研修会、いじめ対応研修会においてスクールソーシャルワーカー活用事業の目的、活動の概要、改善事例等の説明を行い事業の周知を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

2名のスクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

年5回（5月・8月・10月・12月・2月）

### （3）研修内容

久留米大学文学部社会福祉学科教授にスーパーバイザーとして参加を要請し、スクールソーシャルワーカーが取り組んでいる事案について報告し、スーパーバイズを行った。

### （4）特に効果のあった研修内容

当研修会には、教育委員会より課長をはじめ指導主事も参加し、スクールソーシャルワーカー活動状況や事案の把握を行った。教育相談員なども参加し、様々な立場からの意見も聞くことができ、資質向上に役立てることができた。

### （5）課題

久留米市教育委員会が主催する研修会だけでなく、県の運営協議会や市の社会福祉士のための研修会などへの参加も必要と考えられる。また、所属する教育相談チーム内でのケース会議等の必要性もある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

##### 【事例1】①不登校

○小学生女子児童に係る不登校の事例

小学校から相談を受ける。状況把握のために、小学校において開かれる会議に出席し情報の収集を行い、指導の方向性について話し合いを行う。その会議で出された課題は、保護者の養育状況が安定していないこと、本人は周囲との感覚のずれをいじめと感じているようで、本人の発達にも不安があることなどがあげられた。はじめに、スクールソーシャルワーカーがかかわりを持ち、状況把握を進める中で他機関との連携を模索することになった。学級担任と連携し児童の特性を把握し、まずはスクールソーシャルワーカーが関係を作り、登校の同行を行うことができた。その後、学級でも児童理解を進め、学校復帰への支援を行うことができた。

#### (2) その他の活用事例

##### 【事例2】①不登校 ⑥家庭環境の問題

○中学生女子生徒に係る不登校の事例

小学校高学年より不登校になり、学校は安否の確認も難しいような状況である。祖母が同居しており、他機関との連携を行いながら関係づくりを行った。現在も安否確認をすることが難しい状況であるが、民生委員、他機関とケース会議を持ち、家族の日常の生活リズムの把握を行い、家庭訪問を複数で時間帯を工夫しながら複数機関での家庭訪問を行っている。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成24年度は、2名のスクールソーシャルワーカーで活動を行った。学校訪問回数421回、家庭訪問回数772回、ケース会議は181回とたいへん多い数となっている。スクールソーシャルワーカーの役割はたいへん大きい。
- ・「不登校の解消・改善で特に効果があった学校の措置」として、「スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による専門的な相談」を挙げている中学校が70.0%と多い。小学校より中学校の方に成果がでている。

#### (2) 今後の課題

- ・現在、様々な複雑な状況に対応している。スクールソーシャルワーカーの役割だけでなく、カウンセラーの役割も果たしている部分がある。複雑化していく問題に対し、どのような対応、支援が望ましいのか検討するチーム体制を確立することが課題である。

# 長崎市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・各幼稚園、小中高等学校への定期的な訪問活動を行うとともに、派遣申請に基づき、児童生徒の生活環境に関する相談活動やケース会議を学校や家庭等において行うことで学校が抱える問題に対応する。

### （2）配置計画上の工夫

- ・県が長崎市に配置しているスクールソーシャルワーカーと市が単独で配置しているスクールソーシャルワーカーの2名体制で計画的に相談業務を進めている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 1名 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有している。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカーの業務内容や有効性について、リーフレットを作成し、各学校に配布することを検討している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・長崎市独自での研修を行っていないが、年に1回の県教委主催の研修会に参加している。

### （2）研修回数（頻度）

- ・年間1回（11月に実施）

### （3）研修内容

- ・各市のSSW活用状況についての報告や全体協議を通して優れた取組を共有した。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・県内各市におけるSSW活用状況についての情報交換

### （5）課題

- ・特にありません。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

いじめ解決についての相談やSSWの派遣依頼は学校からはなかった。しかし、いじめをはじめ、教育委員会で把握した問題行動について、SSWとの情報交換を教育委員会とSSWで行ったり、問題行動が発生した学校にSSWとの関わりを促したりするなど、より細やかな指導支援ができる体制づくりを行った。

また、他機関との連携については、長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）におけるケース会議に参加し情報共有を図った。

長崎市教育研究所の相談員との情報交換やアドバイスをを行っている。

#### (2) その他の活用事例

##### ①不登校②暴力行為③心身の健康・保健に関する問題

小5男子Aは、転校後不登校となり、担任が家庭訪問に行っても家の鍵を開けない状態で、日中、家を出て商店街を歩き回るようになった。医療機関の治療を受けていたが、最近本児が行きたがらなくなっていた。

母親への暴力も出現し、医療機関からの勧めもあり、母親が県の児童相談担当部門へ相談に行き、本人を説得して一時保護となった。保護中の判定結果は施設入所が適当というものであったが、母親・本児の希望もあり自宅へ戻ることとなったため、その際の学校・県の児童相談担当部門との連携にSSWが仲介役となった。またSSWは、市の要保護児童対策地域協議会事務局に個別ケース会議の開催を依頼し、県の児童相談担当部門、市の児童相談担当部門、警察、学校、病院、SSWとで支援の役割を確認した。

現在は見守り支援を継続中だが、母親がSOSを出しやすいよう、それぞれの機関が共通認識の元に支援している。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・長崎市では平成23年度からスクールソーシャルワーカーを配置している。

平成24年度の学校、家庭等への訪問活動は134回であり、前年度の109回を25回上回った。

また、対象となった児童生徒については、202人であり、前年度を大きく上回っており、成果を上げている。

・関係機関とのケース会議についても38回実施した。

#### (2) 今後の課題

・計画訪問を実施したことにより、支援が必要な児童生徒がいることが把握できても、学校から派遣の申請がなく、関わるできない場合がある。

・スクールソーシャルワーカーの有効性や業務内容などの周知を徹底させる必要がある。

# 鹿児島市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等の背景にある家庭や友人関係、地域、学校などの環境へ働きかけ、問題行動の解決を図る。

### （2）配置計画上の工夫

学校から要請のあった事例について、直接学校に出向き、当該の児童生徒や家庭についての情報収集・情報交換を行ったり、民生児童委員や福祉関係者等を交えたケース会議を行ったりして、どのように支援するか対策を講じている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：4人

資格：教員免許状、社会福祉主事、心理士、心理カウンセラー等

勤務形態：概ね 週4日 1日6時間勤務（9：00～16：00）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

実施要項の中で、趣旨や事業内容を定め、校長会等を通じて、各学校に周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

月1回程度

### （3）研修内容

スクールソーシャルワーカーの資質向上にかかわる内容

- ・ 市教育相談室相談員との事例研修会や講師を招聘した研修会を実施
- ・ 鹿児島県の主催する研修会への参加

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ 鹿児島県の主催する研修会へ参加させていただくことにより、他市町との情報交換が可能となり、本市の取組への参考となった。

### （5）課題

- ・ 働きかけが難しい家庭への対応の在り方、関係機関との連携の在り方

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

学校から、当該生徒の家庭の衛生環境が良くないこと、クラスメートから「臭い」と言われ遅刻や欠席が多いことなどの相談があり、スクールソーシャルワーカーは、保護課ケースワーカー、スクールカウンセラーと連携し支援を行った。

スクールソーシャルワーカーは保護課ケースワーカーとともに、保護者、当該生徒と面談を行い、課題を確認し対応策を検討した。保護課ケースワーカーは、生活状況の確認や保護者の見守りを行い、スクールカウンセラーは、当該生徒との定期的な面談と見守りを行った。

情報を共有しながら学校が適切に対応を行い、当該生徒の家庭生活状況が改善し、登校しぶりや欠席が少なくなりつつある。

#### (2) その他の活用事例

学校からの要請を受け、学校に出向いて情報交換等を行っている。個別の事例について様々な方法で情報収集を行い、課題確認から対応策、関係機関等の役割について検討している。

学校、福祉機関、民生委員等を交えたケース会議を行い、具体的にどのような支援を行うかを協議している。

直接保護者と話ができるように環境を整えたり、その後の改善がどのようになされたかを見守り、見届けたり、継続した取組ができるように努めている。

スクールソーシャルワーカーが、アドバイスのような役割を果たし、学校自らの問題解決が図られる場合もある。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 学校から不登校の解消について相談を受けたケースの中で、支援を要する家庭が、経済的に困難に陥っているケースも多い。その支援として福祉機関、特に保護課と関わることにより、経済的基盤が安定し、子どもの不登校解消も図られる場合もあった。
- ・ 支援活動やケース会議等を通して、各関係機関等との連携が図られるようになった。
- ・ 支援活動やケース会議等を通して、各学校の支援力（対応力）が向上してきている。

#### (2) 今後の課題

- ・ 個人情報の適正な取扱い
- ・ 働きかけが難しい家庭への対応の在り方
- ・ 関係機関との連携の在り方